

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(福田一君) 日程第五、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。通信委員長左藤恵君。

日程第六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

億一千円をもって補てんすることとしたとしておりません。

資本収支におきましては、資本収入五百八十五億九千万円、資本支出四百七十九億八千万円となっており、このうち、建設費として四百億円を計上しております。

次に、事業計画につきまして、主な点を申し上げますと、

視聴者の意向を積極的に受けとめ、公正な報道と豊かな放送番組を提供すること、受信料負担の公平を期すため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めること、放送衛星の打ち上げ等、新しい放送サービスの推進を図ることと等となっておりますが、これらの実施に当たっては、極力合理的効率的な運営に努めることとしております。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔左藤恵君登壇〕

○左藤恵君 ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十八年度取扱予算、事業計画及び資金計画について、放送法の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。まず、取扱予算について概略を申し上げます。

受信料の額は前年度どおりとしておりまして、事業収支におきましては、事業收入は、前年度に比べ四十二億七千万円増の二千九百十五億円、事

業支出は、前年度に比べ百四十八億八千万円増の三千二十一億一千円となりておなり、この結果、事業収支で百六億一千万円の不足を来しておりますが、この不足額につきましては、昭和五十五年度から同五十七年度までの三ヵ年間の繰越金百六

億一千円をもって補てんすることとしたとしておりません。

資本収支におきましては、資本収入五百八十五億九千万円、資本支出四百七十九億八千万円となっており、このうち、建設費として四百億円を計上しております。

次に、事業計画につきまして、主な点を申し上げますと、

視聴者の意向を積極的に受けとめ、公正な報道と豊かな放送番組を提供すること、受信料負担の公平を期すため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めること、放送衛星の打ち上げ等、新しい放送サービスの推進を図ることと等となっておりますが、これらの実施に当たっては、極力合理的効率的な運営に努めることとしております。

最後に、資金計画は、収支予算及び事業計画に對応する年度中の資金の需要及び調達に關する計画を示しているものであります。

なお、本件には、「おおむね適當なものと認められる。」との郵政大臣の意見が添付されております。

本件は、二月十六日通信委員会に付託され、委員会におきましては、三月一日松垣郵政大臣から提案理由の説明を聽取し、また、日本放送協会当局からも説明を聽取し、参考人を招致する等、慎重な審査を行い、二十四日質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決した次第であります。

〔本号末尾に掲載〕

〔橋口隆君登壇〕

○橋口隆君 ただいま議題となりました在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり承認するに決しました。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

月十日安倍外務大臣より提案理由の説明を聴取し、三月三日質疑に入り、昨二十四日質疑を終了し、討論の後、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第七 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

委員長の報告を求めます。内閣委員長橋口隆君。

〔本号末尾に掲載〕

〔在在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔良平君登壇〕

○良平君 ただいま議題となりました在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田村良平君登壇〕

○田村良平君 ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田村良平君登壇〕

○田村良平君 ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず最初に、本案の概要について申し上げま

設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること

などであります。

本件は、一月二十八日本委員会に付託され、二月十日安倍外務大臣より提案理由の説明を聴取し、三月三日質疑入り、昨二十四日質疑を終了し、討論の後、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

月十日安倍外務大臣より提案理由の説明を聴取し、三月三日質疑入り、昨二十四日質疑を終了し、討論の後、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第八 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔良平君登壇〕

○良平君 ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長田村良平君。

〔本号末尾に掲載〕

〔田村良平君登壇〕

○田村良平君 ただいま議題となりました地方税

法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず最初に、本案の概要について申し上げま

第一に、地方税負担の現状及び地方財政の実情にかんがみ、その負担の公平適正化を図るために、法人住民税均等割、娯楽施設利用税等の税率の調整、固定資産税等に係る非課税等の特別措置の整理合理化を行うこととしております。

第二に、住民負担の軽減及び合理化を図るために、住民税所得割について低所得者層に係る非課税措置を継続し、また、同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例を創設し、さらに、料理飲食等消費税について、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る基礎控除額を引き上げることとしたとしております。

第三に、日本国有鉄道の納付する市町村納付金の軽減を図るため、その算定標準額に係る特例措置を改めることとしております。

そのほか、所要の規定の整備を図ることにいたしております。

本案は、二月二十二日当委員会に付託され、三月十八日山本自治大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十二日質疑に入り、昨二十四日質疑を終了した後、日本社会党及び日本共産党の共同提案に係る修正案について趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案を委員長報告のとおり決しました。

員長報告のとおり可決いたしました。

君。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

○保利耕輔君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議事日程追加の緊急動議を提出いたしま

ります。

議事日程追加の緊急動議を提出いたしま

昭和五十八年二月二十五日衆議院会議録第十五号

技術士法案及び同報告書

四二四

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案
改正する法律案
(議案撤回)
一、昨二十四日、次の議案は委員会において撤回
を許可した。
母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法
律案（金子みつ君外五名提出、第九十四回国会
衆法第三四号）
労働基準法の一部を改正する法律案（森井忠良
君外三名提出、第九十六回国会衆法第二五号）

技術士法案
右
国会に提出する。

昭和五十八年三月十一日

内閣總理大臣 中曾根康弘

日本
技术士法
第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 技術士試験(第四条—第三十一条)
第三章 技術士等の登録(第三十二条—第四十
三条)
第四章 技術士等の義務(第四十四条—第四十
七条)
第五章 技術士審議会(第四十八条—第五十三
条)
第六章 日本技術士会(第五十四条—第五十五
条)
第七章 雜則(第五十六条—第五十八条)
第八章 罰則(第五十九条—第六十三条)

は、科学技術庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 科学技術庁長官は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十四条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。（事業計画の認可等）

第十三条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、科学技術庁長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、科学技術庁長官に提出しなければならない。（試験事務規程）

第十四条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、総理府令で定める。

3 科学技術庁長官は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に對し、試験事務規程の変更を命ずることができるもの。

（指定試験機関の技術士試験委員）

第十五条 指定試験機関は、技術士試験の問題の作成及び採点を技術士試験委員（次項、第四項及び第五項並びに次条及び第十八条第一項において「試験委員」という。）に行わせなければならぬ。

2 試験事務に從事する指定試験機関の役員又は（秘密保持義務等）

第十六条 指定試験機関は、技術士試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。（受験の禁止等）

第十七条 指定試験機関が試験事務を行う場合においては、指定試験機関は、不正の手段によつて技術士試験を受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止することができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第九条の規定の適用については、同条第一項中「不正の手段によつて技術士試験を受け、又は受けようとした者に對しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止すること」とあるのは「不正の手段によつて技術士試験を受けた者に對しては、合格の決定を取り消すこと」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第十七条第一項」とする。

（立入検査）

第十八条 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれら

技術庁長官が選定した技術士試験委員候補者のうちから、指定試験機関が選任する。

3 科学技術庁長官は、技術士試験の執行ごとに、科学技術士審議会の推薦に基づき技術士試験委員候補者を選定する。

4 試験委員の選任及び解任は、科学技術庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第十二条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

（不正行為の禁止）

第十六条 試験委員は、技術士試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

（監督命令）

第二十条 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告）

第二十一条 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総理府令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第二十二条 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行なう場合における第九条の規定の適用については、同条第一項中「不正の手段によつて技術士試験を受け、又は受けようとした者に對しては、合格の決定を取り消すこと」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第十七条第一項」とする。

（指定期等の条件）

第二十三条 この章の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

（聴聞）

第二十四条 第二十五条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

（聴聞）

第二十五条 第二十六条 科学技術庁長官は、第二十四条の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に對して、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行なければならない。

第十一條第四項各号（第三号を除く。以下「この項において同じ。）の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。これは、その指定を取消さなければならない。

2 科学技術庁長官は、指定試験機関が次のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は二年以内の期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるもの。

3 第十二条第二項（第十五条第五項において「第十二条第二項の規定による命令に違反したとき。又は前条の規定に違反したとき。」）

4 第十四条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

5 第十二条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

2 第十二条第一項（第十五条第五項において「第十二条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。」）

3 第十二条第二項（第十五条第一項若しくは第二項又は前条の規定に違反したとき。）

2 第十二条第三項（第十五条第一項若しくは第二項又は前条の規定に違反したとき。）

3 第十二条第二項（第十五条第一項若しくは第二項又は前条の規定に違反したとき。）

関係人に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十七条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、科学技術庁長官に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(科学技術庁長官による試験事務の実施等)

第二十八条 科学技術庁長官は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 科学技術庁長官は、指定試験機関が第二十三条の規定による許可を受け試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十四条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第三十一条 この章に定めるもののほか、試験科目、受験手続、試験事務の引継ぎその他技術士試験及び指定試験機関に関する必要な事項は、総理府令で定める。

(登録)

第三十二条 技術士となる資格を有する者が技術士となるには、技術士登録簿に、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地、合格した第二次試験の技術部門の名称その他総理府令で定める事項の登録を受けなければならない。

第二十九条 科学技術庁長官が自ら試験事務の全部又は一部を行う場合には、技術士試験委員(次項から第五項までにおいて「試験委員」といいう。)に、技術士試験の問題の作成及び採点を行わせる。

第三十条 試験委員は、技術士試験の執行ごとに、技術士試験の執行について必要な識経験のある者のうちから、第四十八条に規定する技術士審議会の推薦に基づき、科学技術庁長官が任命する。

4 試験委員は、非常勤とする。

5 第十六条の規定は、試験委員について準用する。(公示)

第三十条 科学技術庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十一条第一項の規定による指定をしたと

二 第二十三条の規定による許可をしたとき。

三 第二十四条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 第二十八条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(技術士試験の細目等)

第三十一条この章に定めるもののほか、試験科目、受験手続、試験事務の引継ぎその他技術士試験及び指定試験機関に関する必要な事項は、総理府令で定める。

(登録)

第三十二条 技術士又は技術士補は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

第三十五条 技術士又は技術士補は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

四 合格した第一次試験又は第二次試験の技術部門の名称

五 登録の年月日及び登録番号

六 氏名

七 生年月日

八 合格した第一次試験又は第二次試験の技術部門の名称

九 登録事項の変更の届出等

十 登録事項に記載された事項に変更があつたときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

十一 登録の取消し等

十二 登録の取り消さなければならない。

十三 第三十六条 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

十四 第三十六条 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

十五 第三十六条 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

十六 第三十六条 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

十七 第三十六条 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

十八 第三十六条 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

十九 第三十六条 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

二十 第三十六条 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

二十一 第三十六条 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

第三十三条 技術士登録簿及び技術士補登録簿は、科学技術庁に備える。

(技術士登録証及び技術士補登録証)

第三十四条 科学技術庁長官は、技術士又は技術士補の登録をしたときは、申請者にそれぞれ技術士登録証又は技術士補登録証(以下「登録証」と総称する。)を交付する。

二 登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名

三 生年月日

四 合格した第一次試験又は第二次試験の技術部門の名称

五 登録事項の変更の届出等

六 登録事項に記載された事項に変更があつたときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

七 登録の取消し等

八 登録の取り消さなければならない。

九 登録の登録免許税及び登録手数料

十 登録の登録免許税及び登録手数料

十一 登録の登録免許税及び登録手数料

十二 登録の登録免許税及び登録手数料

十三 登録の登録免許税及び登録手数料

十四 登録の登録免許税及び登録手数料

十五 登録の登録免許税及び登録手数料

十六 登録の登録免許税及び登録手数料

十七 登録の登録免許税及び登録手数料

十八 登録の登録免許税及び登録手数料

士補が虚偽若しくは不正の事実に基づいて登録を受け、又は次章の規定に違反したと思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

二 科学技術庁長官は、前条第一項第二号又は第二項の規定により技術士又は技術士補の登録の取消し又は名称の使用の停止をする場合においては、あらかじめ当該技術士又は技術士補にその旨を通知し、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人の出頭を求め、証明のための証拠を提示する機会を与えるため聴聞を行つた後、第四十八条に規定する技術士審議会の意見を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

三 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

四 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

五 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

六 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

七 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

八 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

九 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

十 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

十一 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

十二 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

十三 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

十四 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

十五 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

十六 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

十七 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

十八 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

十九 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

二十 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

二十一 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

二十二 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

二十三 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

二十四 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

二十五 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

二十六 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

二十七 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

二十八 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

二十九 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

三十 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

三十一 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

三十二 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

三十三 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

三十四 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

三十五 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

三十六 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

三十七 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

三十八 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

三十九 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

四十 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

四十一 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

四十二 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

四十三 科学技術庁長官は、第一項の規定により事件を聴いてするものとする。ただし、当該技術士若しくは当該技術士補又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合には、聴聞を行わないことができる。

登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条(第二十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、不正の採点をした者

二 第三十六条第二項の規定により技術士又は技術士補の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、技術士又は技術士補の名称を使用したもの

三 第五十七条第一項又は第二項の規定に違反した者

第六十三条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十二条(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十三条(第四十二条において準用する場合を含む。)の許可を受けないで試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第十一条、第十二条第一項、第十三条、第十四条、第十八条から第二十条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十

三十条第一号及び第三号、第三十一条(指定試験機関に係る部分に限る。)、第四十条、第四十

二条(第十二条第二項、第二十三条、第二十七

三条、第二十八条並びに第三十条第二号及び第四

号に係る部分を除く。)、第四十三条(指定登録機

関に係る部分に限る。)、第六十条並びに第六十

三条(第四号を除く。)の規定並びに附則第十五条

正規定は、昭和五十九年一月一日から施行する。

(合格者に関する経過措置)

第二条 改正前の技術士法(以下「旧法」という。)

第四条に規定する本試験に合格した者は、改正後の技術士法(以下「新法」という。)第四条第一項に規定する第二次試験に合格した者とみなす。

(技術士の登録に関する経過措置)

第三条 旧法第十四条の規定によりされた技術士の登録は新法第三十二条第一項の規定によりさ

れた技術士の登録と、旧法第十六条第一項の規定により交付された技術士登録証は新法第三十

四条第一項の規定により交付された技術士登録証とみなす。

(技術士の登録に関する経過措置)

二 旧法第十四条の規定によりされた技術士の登録の申請であつて、この法律の施行の際現にそ

の手続が終了していなゝものは、この法律の施

行の日(以下「施行日」という。)に新法第三十二

条第一項の規定によりされた技術士登録の申

請とみなして、新法の規定を適用する。

三 旧法第十二条(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検

査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問

に対する陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を

したとき。

四 第二十三条(第四十二条において準用する場合を含む。)の許可を受けないで試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第十一条、第十二条第一項、第十三条、第十四条、第十八条から第二十条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十

一 当該訂正の申請が氏名若しくは技術部門の変更に係るものと含むものである場合又は氏名若しくは技術部門のみの変更に係るもので

ある場合 当該氏名又は技術部門の変更に係る

訂正の申請は、施行日に新法第三十五条第

二項の規定によりされた技術士登録証の訂正

の申請とみなして、新法の規定を適用する。

二 当該訂正の申請が事務所の名称若しくは所

在地の変更に係るものと含むものである場合又は事務所の名称若しくは所在地のみの変更

に係るものである場合 当該事務所の名称又

は所在地の変更に係る訂正の申請は、施行日

に新法第三十五条第一項の規定によりされた登録事項の変更の届出とみなして、新法の規

定を適用する。

三 当該訂正の申請が住所の変更に係るものと含むものである場合又は住所のみの変更に係るものである場合 当該住所の変更に係る訂

正の申請は、なかつたものとみなす。

(欠格条項に関する経過措置)

四 条 旧法第十八条第二号若しくは第十九条の規定により技術士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者、又

は旧法第三十九条の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年

を経過しない者に係る新法第三条第四号及び第五号の規定の適用について、同条第四号中

「第五十七条第一項又は第二項」とあるのは「改

正前の技術士法(昭和三十二年法律第百二十四号)次号において「旧法」という。)第三十九条

と、同条第五号中「第三十六条第一項第二号又は第二項」とあるのは「旧法第十八条第二号又は第十九条」とする。

第五条 旧法第十二条後段の規定により技術士試験の予備試験又は本試験の受験の停止を命ぜられた者は、施行日に新法第九条第二項の規定により技術士試験の受験の停止を命ぜられた者とみなす。

六条 前条の規定は、旧法第十九条の規定によ

り技術士の名称の使用の停止を命ぜられた者に

ついて適用する。この場合において、前条中

「旧法第十二条後段」とあるのは「旧法第十九条」

と、「技術士試験の予備試験又は本試験の受験

の停止」とあり、及び「技術士試験の受験を停

止」とあるのは「技術士の名称の使用の停止」

と、「新法第九条第二項」とあるのは「新法第三

十六条第二項」と、「当該受験の停止」とあるのは「当該名称の使用の停止」と読み替えるものと

する。

第七条 旧法に違反して、刑に処せられ、その執

行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者に係る新

法第十一條第四項第四号イ(第四十二条におい

て準用する場合を含む。)の規定の適用について

は、同号イ中「この法律」とあるのは、「改正前

の技術士法」とする。

(試験事務及び登録事務に関する経過措置)

八条 施行日前に指定試験機関又は指定登録機

関の指定がされた場合においては、指定試験機

関又は指定登録機関は、新法第十一條第一項又

は第四十条第一項の規定にかかるらず、施行日

の前日までの間は、試験事務又は登録事務を行

うことができないものとする。

(技術士審議会に関する経過措置)

九条 旧法第二十七条の規定により置かれた技

術士審議会は、施行日ににおいて、新法第四十八

条の規定により置かれた技術士審議会となり、

同一性をもつて存続するものとする。

10 施行日の前日において技術士審議会の委員で

ある者は、別に辞令を用ひないで、施行日に新

法第五十二条第一項の規定により技術士審議会

の委員として任命された者とみなす。

11 前項の規定により任命されたものとみなされ

衆議院議長 福田 一殿

(2) 第一次試験又は第二次試験に合格した者は、それぞれ技術士補又は技術士となる資格を有する。

条第二項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の技術士審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

(日本技術士会に関する経過措置)
第十一条 施行日に現に存する日本技術士会は、施行日において、新法第五十四条の規定による日本技術士会となり、同一性をもつて存続するものとする。

(指定試験機関の事業計画等に関する経過措置)
第十二条 指定試験機関及び指定登録機関の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第十三条第一項(第四十二条において適用する場合を含む。)中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「その指定を受けた後遅滞なく」とする。(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)
第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)
第十四条 登録免許税法の一部を次のように改める。

(登録免許税法の一部改正)
第十五条 科学技術庁設置法の一部を次のように改正する。
第四条第十号の二中「及び技術士」を「並びに技術士及び技術士補」に改め、同号の次に次の号)に基づいて、指定試験機関及び指定登録機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他の監督を行うこと。

第十六条 第二十一條第一項の表技術士審議会の項中「技術士」を「技術士制度」に、「及び技術士の登録の取消し等」を「並びに技術士及び技術士補の登録の取消し等」に改める。

理由
最近における著しい科学技術の発展状況に鑑み、技術士制度の改善を図るため、技術士補の資格の新設等技術士試験制度についての整備合理化を行うとともに、行政事務の簡素合理化に資するため、技術士試験の実施に関する事務並びに技術士及び技術士補の登録の実施に関する事務を科学技術庁長官が指定する者に行わせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(2) 第一次試験の受験資格には、制限を設けない。
① 第一次試験の受験資格には、制限を設ける。

② 技術士補として技術士を補助した期間が総理府令で定める期間(四年を予定)を超える者又は専門的応用能力を必要とする事項についての業務経験が総理府令で定める期間(七年を予定)を超える者は、第二次試験を受けることができる。

2 試験事務及び登録事務の代行

科学技術庁長官は、技術士試験の実施に関する事務並びに技術士及び技術士補の登録に係る事務を科学技術庁長官の指定する者に行わせることができる。

3 その他

登録事項等の簡素化その他の所要の改正を行う。

二 議案の可決理由

本案は、近年における科学技術の進展及び社会経済の変遷に対応して技術士制度の改善及び行政事務の簡素化を図るためにの措置として妥当なものと認め、原案のとおり、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党山原健二郎君から、試験事務及び登録事務の代行に関する規定の削除等に関する修正案が提出されたが、否決された。

右報告する。

昭和五十八年三月二十三日
衆議院議長 福田 一殿
参議院議長 德永 正利
北海道寒冷地烟作営農改善資金金融通臨時措置法及び南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

官報号外	
(昭和五十八年法律第号) 第二条第一項(登録の技術士又は第二項(登録の技術士の登録件数)登録件数)三万円	一万五千円
登録件数	登録件数
登録	登録
技術士の登録	技術士の登録
技術士補の登録	技術士補の登録

技術士法(昭和五十八年法律第号) 第二条第一項(登録の技術士又は第二項(登録の技術士の登録件数)登録件数)三万円	
登録件数	

技術士法案(内閣提出)に関する報告書	
一 議案の要旨及び目的	
本案は、近年における科学技術の進展及び社会経済の変遷にかんがみ、技術士制度の改善及び運用面の簡素化を図るために、昭和三十二年に制定された技術士法の全部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。	
(1) 技術士試験の改善及び技術士補の新設	
① 予備試験を廃止するとともに、技術士試験を分けて第一次試験及び第二次試験とする。	

北海道寒冷地烟作営農改善資金金融通臨時措置法及び南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書	
一 議案の要旨及び目的	

- 等の妻に対し、改めて特別給付金として額面百二十万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。
- 2 昭和四十八年四月一日以後に死亡した者の妻として、昭和五十八年四月一日において、公務扶助料・遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として額面二十万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。
- 3 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において、当該戦傷病者等が昭和四十八年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に死亡したことにより、戦没者等の妻として公務扶助料・遺族年金等の受給権を有するに至つた者に対し、特別給付金として額面六十万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

(三) 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正

- 1 国債(再継続分)の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面六十万円、五年償還の無利子の国債を支給すること。
- 2 昭和四十八年四月一日以後に死亡した者の父母等として、昭和五十八年四月一日において、公務扶助料・遺族年金等の受給権を有する戦没者の父母等に対し、特別給付金として額面十万円、五年償還の無利子の国債を支給すること。
- 3 国債を支給すること。

- 4 その他所要の改正を行うこと。
- 5 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正
- 6 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正
- 7 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正
- 8 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正
- 9 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正
- 10 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正
- 11 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正
- 12 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正
- 13 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正

等の妻に対し、改めて特別給付金として額面百二十万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

- 2 昭和四十八年四月一日以後に死亡した者の妻として、昭和五十八年四月一日において、公務扶助料・遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として額面二十万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

3 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において、当該戦傷病者等が昭和四十八年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に死亡したことにより、戦没者等の妻として公務扶助料・遺族年金等の受給権を有するに至つた者に対し、特別給付金として額面六十万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

戦没者等の待遇の改善を図るために、平野君に係る遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げるとともに、戦没者の妻及び父母等に対する特別給付金を支給する等の措置を講ずることと、は、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対して、日本社会党田口一男君、公明党・国民会議平石磨作太郎君、民社党・国民連合塙田晋君及び新自由クラブ・民主

連合菅直人君より障害年金等の額の引上げ及び実施時期の繰り上げを内容とする四派共同修正案が提出され、また、日本共産党浦井洋君外一名より障害青年金等の額の引上げ及び実施時期の繰り上げを内容とする修正案が提出されたが、いずれも賛成少数をもつて否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和五十八年度一般会計予算(厚生省所管)に三百三十六万四千円が計上されている。

なお、国債の償還分は昭和五十八年度以降において、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に特別給付金として総額四千三百六十九億二千六百五十万円が計上される見込みである。

四 國会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

國会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣

を代表して林厚生大臣より日本社会党田口一男君、公明党・国民会議平石磨作太郎君、民社

党・国民連合塙田晋君及び新自由クラブ・民主

連合菅直人君提出の四派共同修正案並びに日本共産党浦井洋君外一名提出の修正案に対する意見が述べられた。

それぞれ反対である。旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和五十八年三月二十四日

社会労働委員長 稲村 利幸

二 議案の可決理由

〔別紙〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改

正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援助の水準を引き上げ、公平な援護措置が行

われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の老齢化の現状及び生活

の実態にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに、援護の水準の引上げに伴つて被用者医療保険における被扶養者の取り扱いが不利にならないよう配慮すること。

二 給付改善の実施時期については、従来の経緯を踏まえ、適切な措置を講ずること。

三 第二次大戦末期における閣議決定に基づく国民義勇戦闘隊の組織及び活動状況等について明確にするとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

四 満洲開拓青年義勇隊開拓団については、国境及び満鉄警備等に関する事実を調査するため、関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問題解決のため努力すること。

五 戰没者遺族等の高齢化が進んでいる現状にかんがみ、これら遺族の心情に十分に配慮し、海外戦域における遺骨収集、慰靈巡洋等について、更に積極的に推進すること。

六 生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

七 中国残留日本人孤児の肉親調査を今後とも積極的に推進するとともに、帰国を希望する孤児の受け入れについて、関係各省及び地方自治体が一体となつて必要な措置を講ずること。

八 かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属及び旧国家総動員法による被徴用者等に係る戦後処理のなお未解決な諸問題については、人道的な見地に立ち、早急に、関係各省が一体となつて必要な措置を講ずるよう検討すること。

九 原子爆弾による放射能爆風熱線等の傷害作用に起因する傷害、疾病を有する者に対する障害年金の支給及び死亡者の遺族に対する弔慰金・遺族年金等の支給に当たつては、現行援護法の適用につき遺憾なきを期すること。

十 法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案
昭和五十八年二月十八日
内閣総理大臣 中曾根康弘
右

海上衝突予防法の一部を改正する法律
海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「政府間海事協議機関」を「国際海事機関」に改め、同条第四項中「船舶」の下に「(動力船であつて長さ二十メートル未満のもの及び帆船を除く。)」を加え、同条第五項中「横断する」を「横断し、又は通航路に入れる」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項の次に次の二項を加える。

- 13 第二項、第三項、第五項及び第十一項の規定は、操縦性能制限船であつて、分離通航帯における作業に從事しているものについては、当該作業を行つたために必要な限度において適用しない。

官 報 (号 外)

第二十二条中「船舶が表示する」を「船舶その他の
の物件が表示する」に改め、同条の表の上欄中「船
舶」の下に「(他の動力船に引かれて)いる航行中の
船舶であつて、その相当部分が水没しているため
視認が困難であるものを除く。」を加え、同表に
次のように加える。

難であるもの。たゞ没してゐる他の船に引かれてゐる
航行中の船そのもの。そのため視認が困難である。

第二十一条第一項中「次条第一項から第四項まで」を「次条第一項、第二項、第四項若しくは第七項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、同條第三項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の規定による灯火の表示に代えて、白色の全周灯一個及び旗灯一対を表示することが出来る。

5 第二十三条に次の二項を加える。

マスト灯を表示しようとする場合において、そのマスト灯を船舶の中心線上に装置することができないときは、マスト灯と同一の特性を有す

る灯火一個を船舶の中心線上の位置以外の位置に表示することをもつて足りる。

兩色灯を表示しようとする場合において、マスク灯又は第三項若しくは第四項の規定による白

色の全周灯を船舶の中心線上に装置することができないときは、その両色灯の表示に代えて、これと同一の特性を有する灯火一個を船舶の中心線上の位置以外の位置に表示することができる。この場合において、その灯火は、前項の規定によるマスト灯と同一の特性を有する灯火又

第二十四条中第五項を第八項とし、第四項を第
七項とし、同条第三項中「船舶(第一項、次項(第

イ 前部に垂直線上にマスト灯二個及びこれらのマスト灯よりも後方の高い位置にマスト灯一個
ロ 前部にマスト灯一個及びこのマスト灯よりも後方の高い位置に垂直線上にマスト灯

第二十四項第一項第五項中「おもい船舶までの距離」を「えい航物件の後端までの距離」に改め、同項第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次のイ又はロに定めるマスト灯を掲げること。ただし、長さ五十メートル未満の動力船は、イに定める後方のマスト灯を掲げることを要しない。

は、マスト灯三個) 及びこれらのマスト灯よりも後方の高い位置にマスト灯一個
ロ 前部にマスト灯一個及びこのマスト灯よりも後方の高い位置に垂直線上にマスト灯二個(えい航物件の後端までの距離が三百メートルを超える場合にあつては、マスト

は第三項若しくは第四項の規定による白色の全周灯が装置されている位置から船舶の中心線に平行に引いた直線上又はできる限りその直線の近くに掲げるものとする。

第二十四条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次のイ又はロに定めるマスト灯を掲げること。ただし、長さ五十メートル未満の動力船とは、イに定める後方のマスト灯を掲げることを要しない。

イ 前部に垂直線上にマスト灯二個（引いてる船舶の船尾から引かれている船舶その他の物件の後端までの距離（以下この条において「えい航物件の後端までの距離」といいう。）が二百メートルを超える場合にあつて

えやすい場所にひし形の形象物一個を掲げる
こと。
前二項に規定する他の動力船に引かれている
航行中の船舶その他の物件は、やむを得ない事
由により前二項の規定による灯火又は形象物を
表示することができない場合は、照明その他そ
の存在を示すために必要な措置を講ずることを
もつて足りる。

3 遭難その他の事由により救助を必要としている船舶を引いている航行中の動力船であつて、通常はえい航作業に従事していないものは、やむを得ない事由により前一項の規定による灯火を表示することができない場合は、これらの灯火の表示に代えて、前条の規定による灯火を表示し、かつ、当該動力船が船舶を引いていると示すため、えい航索の照明その他の第三十一条第一項の規定による他の船舶の注意を喚起

するための信号を行うことをもつて足りる。
第二十五条第一項中「前条第三項若しくは第四項」を「前条第四項若しくは第七項」に改め、同条第三項中「十二メートル」を「二十メートル」に改める。

第二十一条第一項中「第二十四条第三項又は第四項」を「第二十四条第四項又は第七項」に、「次の各号に」を「次に」に、「七メートル」を「一二メートル

ルに改め、「その灯火」の下に「又は形象物」を加え、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「第三十条の規定によるびよう泊中

の船舶の」を「最も見えやすい場所に第三十条第一項各号の規定による」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 前項に規定する操縦性能制限船であつて、潜水夫による作業に従事しているものは、その船体の大きさのため同項第二号から第五号までの規定による灯火又は形象物を表示することができない場合は、次に定めるところにより、灯火又は信号板を表示することをもつて足りる。

一 最も見えやすい場所に白色の全周灯一個を掲げ、かつ、その垂直線上の上方及び下方にそれぞれ紅色の全周灯一個を掲げること。

二 國際海事機関が採択した國際信号書に定めるA旗を表す信号板を、げん線上一メートル以上の高さの位置に周囲から見えるように掲げること。

三 航行中又はびよう泊中の操縦性能制限船であつて、掃海作業に従事しているものは、次に定めるところにより、灯火又は形象物を表示しなければならない。

一 当該船舶から千メートル以内の水域が危険であることを示す緑色の全周灯三個又は球形の形象物三個を掲げること。この場合において、これらの全周灯三個又は球形の形象物三個のうち、一個は前部マストの最上部付近に掲げ、かつ、他の二個はその前部マストのヤードの両端に掲げること。

二 航行中においては、第二十三条第一項各号の規定による灯火を掲げること。

三 びよう泊中においては、最も見えやすい場所に第三十条第一項各号の規定による灯火又は形象物を掲げること。

第二十七条第七項中「七メートル」を「十一メートル」に改め、「操縦性能制限船」の下に「(潜水夫による作業に従事しているものを除く。)」を、「灯火の下に」又は形象物を加える。

第二十九条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第三号中「次条の規定によるびよう泊中の船舶の」を「最も見えやすい場所に次条第一項各号の規定による」に改める。

第三十条第一項中「若しくは第四項」を「第四項若しくは第六項」に、「第四項及び第五項」を「及び第四項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号に次のただし書を加える。

ただし、長さ五十メートル未満の船舶は、これらの灯火に代えて、白色の全周灯一個を

一 最も見えやすい場所に白色の全周灯一個を掲げ、かつ、その垂直線上の上方及び下方にそれぞれ紅色の全周灯一個を掲げること。

二 國際海事機関が採択した國際信号書に定めるA旗を表す信号板を、げん線上一メートル以上の高さの位置に周囲から見えるように掲げること。

三 航行中又はびよう泊中の操縦性能制限船であつて、掃海作業に従事しているものは、次に定めるところにより、灯火又は形象物を表示しなければならない。

一 当該船舶から千メートル以内の水域が危険であることを示す緑色の全周灯三個又は球形の形象物三個を掲げること。この場合において、これらの全周灯三個又は球形の形象物三個のうち、一個は前部マストの最上部付近に掲げ、かつ、他の二個はその前部マストのヤードの両端に掲げること。

二 航行中においては、第二十三条第一項各号の規定による灯火を掲げること。

三 びよう泊中においては、最も見えやすい場所に第三十条第一項各号の規定による灯火又は形象物を掲げること。

第二十七条第七項中「七メートル」を「十一メートル」に改め、「操縦性能制限船」の下に「(潜水夫による作業に従事しているものを除く。)」を、「灯火の下に」又は形象物を加える。

四 第三項第二号又は第三号の規定による灯火又は形象物を表示することを要しない。

五 長さ十二メートル未満の乗り揚げている船舶は、第三項第二号又は第三号の規定による灯火又は形象物を表示することを要しない。

六 第三十条第四項を削り、同条第五項中「又は乗組んでいる船舶を削り、「びよう泊をし、又はその乗り揚げている」を「びよう泊をしている」に改め、「第三項又は前項」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の二項を加える。

3. 長さ十二メートル未満の乗り揚げている船舶は、第三項第二号又は第三号の規定による灯火又は形象物を表示することを要しない。

4. 第三十条第一項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第六項中「以上の船舶」の下に「(第八項の規定の適用があるものを除く。)」を加え、同条第七項中「船舶」の下に「(次項の規定の適用があるものを除く。)」を加え、同条第十二項とし、第八項から第十一項までを「一項ずつ繰り下げる、第七項の次に次の二項を加える。

5. びよう泊中の漁ろうに従事している船舶及び操縦性能制限船は、二分を超えない間隔で、長音一回に引き続ぐ短音二回を鳴らすことにより汽笛信号を行わなければならない。

6. 第三十六条に次の二項を加える。

1. 前項の規定による発光信号又は探照灯による照射は、船舶の航行を援助するための施設の灯火と誤認されるものであつてはならず、また、ストロボ等による点滅し、又は回転する強力な灯火を使用して行つてはならない。

2. 前項の規定による発光信号又は探照灯による照射は、船の航行を援助するための施設の灯火と誤認されるものであつてはならず、また、ストロボ等による点滅し、又は回転する強力な灯火を使用して行つてはならない。

3. 第二十九条第三項中「信号灯」の下に「、形象物」を「最も見えやすい場所に次条第一項各号の規定による」に改める。

4. 第三十条第一項中「若しくは第四項」を「第四項若しくは第六項」に、「第四項及び第五項」を「及び第四項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号に次のただし書を加える。

5. ただし、長さ五十メートル未満の船舶は、これらの灯火に代えて、白色の全周灯一個を

掲げることができる。

第三十条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号に次のただし書を加える。

6. たゞ、長さ五十メートル未満の船舶は、これらの灯火に代えて、白色の全周灯一個を

掲げることができる。

第三十条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号に次のただし書を加える。

7. たゞ、長さ五十メートル未満の船舶は、これらの灯火に代えて、白色の全周灯一個を

掲げることができる。

第三十条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号に次のただし書を加える。

8. たゞ、長さ五十メートル未満の船舶は、これらの灯火に代えて、白色の全周灯一個を

掲げることができる。

(港則法の一部改正)

港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

「第六章 船灯及び信号」を「第六章 灯火等」に改める。

第二十七条第二項中「七メートル」を「十二メートル」に改める。

第三十条第四項を削り、同条第五項中「又は乗組している船舶を削り、「びよう泊をし、又はその乗り揚げている」を「びよう泊をしている」に改め、「第三項又は前項」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の二項を加える。

3. 長さ十二メートル未満の乗り揚げている船舶は、第三項第二号又は第三号の規定による灯火又は形象物を表示することを要しない。

4. 第三十条第一項中「第十一項」を「第十二項」に改め、「第三項又は前項」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の二項を加える。

5. たゞ、長さ五十メートル未満の船舶は、これらの灯火に代えて、白色の全周灯一個を

掲げることができる。

6. たゞ、長さ五十メートル未満の船舶は、これらの灯火に代えて、白色の全周灯一個を

掲げることができる。

困難であるものについて、表示すべき灯火及び形象物を別に定める。

2 小型の動力船、えい航船、帆船、運転不自由船等が表示すべき灯火又は形象物について緩和措置を定める。

3 えい航船及びえい航されている船舶その他の物件が表示すべき灯火又は形象物について、やむを得ない事由により表示することができない場合の代替措置を定める。

4 掃海作業に従事しているびよう泊中の操縦性能制限船が表示すべき灯火及び形象物を改めるとともに、当該作業に従事している操縦性能制限船が表示すべき灯火又は形象物の示す危険水域の範囲を改める。

(海上交通安全法の一部改正)

海上交通安全法(昭和四十七年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「(帆船の灯火等)」に改め、「同条第二項中「七メートル」を「十二メートル」に改める。

第三十条第三項中「(帆船の灯火等)」を削り、「(海上衝突予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書)」を加え、同条第十二項を第十三項とし、第八項から第十一項までを「一項ずつ繰り下げる、第七項の次に次の二項を加える。

1. 前項の規定による発光信号又は探照灯による照射は、船の航行を援助するための施設の灯火と誤認されるものであつてはならず、また、ストロボ等による点滅し、又は回転する強力な灯火を使用して行つてはならない。

2. 前項の規定による発光信号又は探照灯による照射は、船の航行を援助するための施設の灯火と誤認されるものであつてはならず、また、ストロボ等による点滅し、又は回転する強力な灯火を使用して行つてはならない。

(海上衝突予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書)

千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、船舶の表示すべき灯火及び形象物並びに行うべき信号に関する規定を改め、同条第六項中「以上の船舶」の下に「(第八項の規定の適用があるものを除く。)」を加え、同条第七項中「船舶」の下に「(次項の規定の適用があるものを除く。)」を加え、同条第十二項とし、第八項から第十一項までを「一項ずつ繰り下げる、第七項の次に次の二項を加える。

1. 前項の規定による発光信号又は探照灯による照射は、船の航行を援助するための施設の灯火と誤認されるものであつてはならず、また、ストロボ等による点滅し、又は回転する強力な灯火を使用して行つてはならない。

2. 前項の規定による発光信号又は探照灯による照射は、船の航行を援助するための施設の灯火と誤認されるものであつてはならず、また、ストロボ等による点滅し、又は回転する強力な灯火を使用して行つてはならない。

(議案の要旨及び目的)

本案は、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、分離通航方式に係る航法、船舶の表示すべき灯火及び形象物並びに行うべき信号等に関する規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1. 分離通航方式に係る航法

本案は、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、分離通航方式に係る航法、船舶の表示すべき灯火及び形象物並びに行うべき信号等に関する規定を改め、同条第六項中「以上の船舶」の下に「(第八項の規定の適用があるものを除く。)」を加え、同条第七項中「船舶」の下に「(次項の規定の適用があるものを除く。)」を加え、同条第十二項とし、第八項から第十一項までを「一項ずつ繰り下げる、第七項の次に次の二項を加える。

1. 小型の動力船及び帆船は、沿岸通航帯を航行することができる。

2. 分離通航方式に係る航法

本案は、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、分離通航方式に係る航法、船舶の表示すべき灯火及び形象物並びに行うべき信号等に関する規定を改め、同条第六項中「以上の船舶」の下に「(第八項の規定の適用があるものを除く。)」を加え、同条第七項中「船舶」の下に「(次項の規定の適用があるものを除く。)」を加え、同条第十二項とし、第八項から第十一項までを「一項ずつ繰り下げる、第七項の次に次の二項を加える。

(議案の可決理由)

本案は、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、分離通航方式に係る航法、船舶の表示すべき灯火及び形象物並びに行うべき信号等に関する規定を改め、同条第六項中「以上の船舶」の下に「(第八項の規定の適用があるものを除く。)」を加え、同条第七項中「船舶」の下に「(次項の規定の適用があるものを除く。)」を加え、同条第十二項とし、第八項から第十一項までを「一項ずつ繰り下げる、第七項の次に次の二項を加える。

1. 他の船舶の注意を喚起するための灯火の使用について制限する。

2. 他の船舶の注意を喚起するための灯火の使用について制限する。

(施行期日)

この法律は、昭和五十八年六月一日から施行する。

1. この法律は、昭和五十八年三月二十四日施行する。

2. 交通安全対策特別委員長 北側 義一
衆議院議長 福田 一殿
昭和五十八年三月二十四日

(放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件)

この法律は、昭和五十八年六月一日から施行する。

1. 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件

右

昭和五十八年二月十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和58年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

〔別冊〕

日本放送協会昭和58年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和58年度収支予算

予算総則

第1条 放送の受信についての契約を締結した者から徵収する受信料の月額は、カラー・テレビジョン放送を含まない受信の契約(以下「普通契約」という。)にあっては520円、カラー・テレビジョン放送を含む受信の契約(以下「普通契約」という。)にあっては880円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ6,720円、9,680円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ2,860円、4,840円とする。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徵収する受信料の月額は、特例措置として普通契約410円、カラー契約760円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ4,510円、8,260円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ2,255円、4,180円とする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰り越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

第8条 前期繰越金が、本予算において計上する前期繰越金受入れの金額に比し増減したときは、經

營委員会の議決を経て、借入金の額を加減し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てた経費を加減して使用することができる。

第9条 本予算中、資本收入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第10条 國際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に関連ある調査研究等に對し、交付金、補助金等の收入があるときは、その金額は、調査研究に關する経費の支出に充てることができる。

昭和58年度収支予算書

(事業収支)

(款)事業受交雜特

(項)事業付信料

(款)事業収入

(項)事業支出

(款)事業研究却

(項)事業研究却

(款)事業研究却

(款)事業研究却

(項)事業研究却

<p>1 計画概説</p> <p>昭和58年度における日本放送協会の事業運営は、極めて厳しい経営環境にあるが、昭和57年度を最終年度とする3か年の経営計画に引き続き、極力業務の合理的、効率的な運営を推進することにより、受信料の月額をなお前年度より据え置くこととし、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすぐれた放送の実施に努め、公共放送の使命を果すことをとする。</p> <p>(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の建設を行うほか、放送衛星について必要な設備の整備を進め、ラジオにおいては、中波放送所の増力整備を行うほか、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。</p> <p>(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。</p> <p>(3) 社会環境の激しい変化の中で、地域の特性に則したきめ細かい施策により、更に幅広い視聴者の意向を吸収し、これを事業運営的に確実に反映させることとも、協会の基本的性格等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。</p> <p>(4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。</p> <p>また、受信料免除については、免除対象の見直しを行い、その一部を廃止する。</p> <p>(5) 國際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組の充実刷新を行うとともに、受信の改善に努める。</p> <p>(6) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が國放送文化の発展に資する。</p> <p>(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進して、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。</p> <p>(8) 通信・放送衛星機関に対し出資するほか、協会の委託により、テレビジョン文字多重放送用の番組を制作する法人及び放送番組用の教材を出版する法人等に対し出資を行う。</p>	<p>2 建設計画</p> <p>建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に26億9,900万円、演奏所の整備に2,000万円、放送設備の整備に120億3,500万円、研究設備の整備等に52億4,600万円、総額400億円をもつて施行する。</p> <p>(1) テレビジョン放送網計画</p> <p>テレビジョン放送の難視聴地域の解消をより効率的に進めることとし、60地区にテレビジョン局を建設するほか、辺地における共同受信施設については、210施設を設置する。</p> <p>放送衛星については、59年度からの衛星放送の開始に備えて、58年度内に打ち上げる。また、テレビジョン音声多重放送の拡充に必要な設備の整備及び県域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、178億2,600万円である。</p> <p>(2) ラジオ放送網計画</p> <p>中波放送所の増力整備等を進めながら、中波放送局2局及びFM放送局3局を建設する。また、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、48億7,300万円である。</p> <p>(3) 演奏所整備計画</p> <p>老朽、狭隘な地方放送会館の整備を取り進める。</p> <p>これらに要する経費は、2,000万円である。</p> <p>(4) 放送設備整備計画</p> <p>ローカル放送充実のための放送機器の整備を行うとともに、テレビジョン文字多重放送等新しい放送サービスに必要な設備の整備を行なうとともに、テレビジョン文字多重放送用機器等の更新整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、120億3,500万円である。</p> <p>(5) 研究設備、一般施設整備計画等</p> <p>新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器の整備を行なうほか、宿舎の整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、52億4,600万円である。</p>
<p>3 事業運営計画</p> <p>(1) 要員及び給与</p> <p>要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、年度内に160人の減員を行い、総員を16,150人とする。</p> <p>これに要する給与は、総額1,025億4,342万4千円である。</p> <p>(2) 国内放送</p> <p>ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、1日17時間30分(週間平均)の放送時間により、広く一般を対象とした音楽性ある放送として、ニュース・報道番組の充実、特別企画番組の積極的編成、開発に努める。また、音声多重放送について、放送時間と放送地域の拡充を行なうほか、文字多重放送については、東京及び大阪において、聴覚障害者を対象に、放送を開始する。教育放送は、1日18時間の放送</p>	<p>3 事業運営計画</p> <p>(1) 要員及び給与</p> <p>要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、年度内に160人の減員を行い、総員を16,150人とする。</p> <p>これに要する給与は、総額1,025億4,342万4千円である。</p> <p>(2) 国内放送</p> <p>ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、1日17時間30分(週間平均)の放送時間により、広く一般を対象とした音楽性ある放送として、ニュース・報道番組の充実、特別企画番組の積極的編成、開発に努める。また、音声多重放送について、放送時間と放送地域の拡充を行なうほか、文字多重放送については、東京及び大阪において、聴覚障害者を対象に、放送を開始する。教育放送は、1日18時間の放送</p>

時間により、各種教育番組を中心にして編成し、生涯教育に資する番組の刷新を行う。ローカル放送は、1日1時間30分の放送時間により実施することとし、地域の特性に即した番組を一層充実して、ローカルサービスの向上を図る。

ラジオ放送においては、第1放送は、1日19時間の放送時間により、ニュース、報道番組を充実し、第2放送は、1日18時間30分の放送時間により、生涯教育に資する番組を中心にして刷新を図り、聴取者に適応した番組の編成を行う。また、FM放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心にして刷新を図る。

このため、番組関係に要する経費の総額は、536億3,195万6千円である。すなわち、番組制作に487億5,160万6千円、番組の編成企画その他に48億8,085万円である。

イ 放送施設の運用維持については、置局等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用を行ふ。

これに要する経費は、197億3,324万2千円である。

ウ 通信施設関係については、前年度69億8,127万2千円に対し、2億5,721万8千円の増額となり、総額72億3,849万円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度757億4,806万5千円に対し、48億5,532万3千円の増額となり、総額806億368万8千円である。

(3) 国際放送について、1日37時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、受信の改善に努める。

このため、前年度18億3,747万5千円に対し、4,900万4千円の増額となり、総額18億8,647万9千円である。

(4) 広報及び営業活動

社会環境の激しい変化の中で、地域の特性に即したきめ細かい施策により、更に幅広い視聴者の意向を積極的に吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、公共放送としての協会の基本的性格と受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。

また、社会情勢の変化に対応し、受信料負担の公平を期するため、大都市を重点に視聴者の生活態様に即した営業活動を積極的に推進し、受信料の増加と受信料の確実な収納に努めることと、放送受信環境の多様化に対し、受信サービス活動を強化して、視聴者の要請にこたえる。

このため、前年度422億1,729万1千円に対し、23億5,670万3千円の増額となり、総額445億7,389万4千円である。すなわち、広報に15億3,028万5千円、受信改善に13億7,306万3千円、契約収納に331億3,864万6千円、未収受信料欠損償却費に85億3,200万円である。

(5) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るため、番組面におい

て、番組視聴状況調査及び意向調査等を行い、技術面において、放送技術新分野の開発研究、カーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度34億365万3千円に対し、9,120万円の増額となり、総額34億9,475万3千円である。

(6) 経営管理

経営管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減を図るとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度410億3,790万4千円に対し、16億5,078万8千円の増額となり、総額426億8,864万2千円である。すなわち、一般管理に26億9,546万1千円、施設の維持管理に47億6万7千円、職員の厚生保健に175億3,852万7千円、退職手当その他に177億5,458万7千円である。

(7) 減価償却費、財務費及び予備費

減価償却費188億円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費44億4,066万4千円及び予備費25億円を計上する。

(8) 特別収入及び特別支出

特別収入は、固定資産売却益等4億900万円を計上する。

特別支出は、固定資産売却損等5億8,100万円を計上する。

(9) 事業収支差金

事業収支差金△106億1,000万円については、昭和58年度を初年度とする3か年の経営計画期間からの繰越金106億1,000万円をもって補てんする。

(4) 受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和58年度	昭和57年度	增 減
年度 初頭 契約者 数	2,201,000	2,281,000	80,000
年 度 内 新規 契約者 数	425,000	443,000	▲ 18,000
年 度 内 解 約 者 数	525,000	523,000	2,000
年 度 内 増 加 契約者 数	△ 100,000	△ 80,000	▲ 20,000

イ 受信料免除者見込数

区 分	昭和58年度	昭和57年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 者 数	342,000	381,000	△ 39,000
年 度 内 新規 免除者 数	16,000	21,000	▲ 5,000
年 度 内 解 約 者 数	40,000	60,000	△ 20,000
年 度 内 増 加 免除者 数	△ 24,000	△ 39,000	△ 15,000

(文) 沖縄県

(2) カラー契約者見込数

区	分	昭和 58 年度	昭和 57 年度	増減
年度 初頭 契約者 数		27,387,000	26,787,000	580,000
年度 内 新規 契約者 数		2,147,000	2,130,000	33,000
年度 内 解約者 数		1,587,000	1,600,000	-3,000
年度 内 増加 契約者 数		580,000	580,000	0

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 58 年度	昭和 57 年度	増減
年度 初頭 免除者 数		447,000	341,000	106,000
年度 内 新規 免除者 数		71,000	135,000	-64,000
年度 内 解約者 数		38,000	29,000	10,000
年度 内 増加 免除者 数		32,000	106,000	-74,000

(参考1)

前記4のうち沖縄県の区域における受信契約者数

(1) 普通契約者見込数

区	分	昭和 58 年度	昭和 57 年度	増減
年度 初頭 契約者 数		31,000	32,000	-1,000
年度 内 新規 契約者 数		4,000	4,000	0
年度 内 解約者 数		5,000	5,000	0
年度 内 増加 契約者 数	△	1,000	1,000	0

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 58 年度	昭和 57 年度	増減
年度 初頭 免除者 数		5,030	4,980	50
年度 内 新規 免除者 数		60	70	-10
年度 内 解約者 数		110	20	90
年度 内 増加 免除者 数	△	50	60	-10

(2) カラー契約者見込数

区	分	昭和 58 年度	昭和 57 年度	増減
年度 初頭 契約者 数		195,000	188,000	7,000
年度 内 新規 契約者 数		24,000	33,000	-9,000
年度 内 解約者 数		18,000	26,000	-8,000
年度 内 増加 契約者 数		6,000	7,000	-1,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 58 年度	昭和 57 年度	増減
年度 初頭 免除者 数		2,300	1,700	600
年度 内 新規 免除者 数		830	620	210
年度 内 解約者 数		40	20	20
年度 内 増加 免除者 数		790	600	190

(参考2)

有料契約者見込総数

区	分	普通契約者数	カラー契約者数	契約者総数
年度 初頭 契約者 数		2,201,000	27,387,000	25,588,000
年度 内 増加 契約者 数	△	100,000	550,000	450,000
年度 末 契約者 数		2,101,000	27,917,000	30,018,000

1 資金計画の概要

昭和 58 年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額 3,271 億 1,287 万 4 千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額 3,288 億 2,946 万 5 千円をもつて施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算 2,843 億 9,885 万 6 千円から年度内に回収に至らないものを控除した受信料収納額 2,730 億 2,920 万 2 千円を予定する。

3 放送債券について

放送債券については、90 億円発行による入金額 89 億 5,500 万円、長期借入金については、184 億 8,000 万円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入 10 億 9,121 万 3 千円、受入利息等雑収入 56 億 357 万 5 千円、固定資産売却収入 4 億 5,017 万 3 千円、放送債券償還積立資産の戻入れ 13 億 7,000 万円、有価証券売却その他の入金 181 億 4,001 万 1 千円を見込む。

以上により入金額は、総額 3,271 億 1,287 万 4 千円である。

3 出金の部

事業経費 2,667 億 5,898 万円、建設経費 400 億円、放送債券の償還 13 億 7,000 万円、長期借入金の返還 14 億 9,500 万円、出資 2 億 5,717 万 3 千円、支払利息等の経費 43 億 8,431 万 2 千円、放送債券償立資産への繰入れ 48 億 6,240 万円、予備費 25 億円、有価証券購入 52 億 200 万円を含む出金額は、総額 3,268 億 2,946 万 5 千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1. 前期末資金有高	14,200,000	18,572,180	18,292,623	18,045,082	14,200,000
2. 受信料	76,178,047	74,122,733	87,953,974	88,958,120	327,112,874
受信料	70,512,243	69,288,056	72,502,190	60,770,413	273,022,902
支払利息	0	0	8,955,000	0	8,955,000
長期借入金	0	0	0	18,480,000	18,480,000
交付金収入	1,418,001	1,266,776	1,420,051	1,488,747	5,603,575
固定資産売却収入	30,000	35,000	32,000	65,173	450,173
放送債券償還積立資産戻入	0	0	0	1,370,000	1,370,000
有価証券売却その他の人金	3,885,060	3,330,978	4,403,190	6,521,683	18,140,011
3. 出資金	71,805,867	74,402,290	88,101,545	92,519,763	326,829,465
事業建設費	64,501,454	60,981,385	72,163,597	69,022,544	266,758,980
放送債券償還積立	4,696,099	10,004,570	13,037,811	12,261,420	40,000,000
長期借入金返済	0	210,000	810,000	350,000	1,370,000
支払利息等の経費	141,000	40,000	1,495,000	1,495,000	1,495,000
放送債券償還積立資産戻入	492,314	1,411,235	718,964	1,761,799	4,384,312
予備費	625,000	625,000	4,862,000	4,862,000	4,862,000
有価証券購入費	1,260,000	1,180,000	670,000	2,142,000	5,202,000
4. 期末資金有高	18,572,180	18,292,523	18,045,052	14,483,409	14,483,409

日本放送協会昭和58年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見
予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和58年2月

郵政大臣

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和58年度收支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適切なものと認める。

なお、昭和58年度収支予算は、事業収支における106億円の不足額を繰越金106億円をもつて補てんすることとしているが、債務償還に必要な資金のうち64億円は借入金によらざるを得なくなつており、協会の財政は、一段と厳しい状況に置かれている。

協会は、この厳しい経営の現状を深く認識し、公共放送機関としての社会的使命を果たすため、事業計画等の実施に当たつては、特に、下記の点に配意すべきである。

記
1. 協会は、厳しい経営環境に対処し、長期的展望に立った事業運営を行なうため、事業運営の刷新、経営の健全化について、引き続き、具体的な検討を進め、経営の安定に資する計画を策定すること。
2. 昭和58年度収支予算は、単年度で多額の支出超過を生じているが、協会は、経営の基盤である受信料の確実な収納と経営の合理化及び経費の節減の徹底を図ることにより、この支出超過額を極力減少させよう努めること。
3. 協会は、衛星放送等の新しい放送サービスについては、これらの持つ特質の有効な活用を図るとともに、放送の普及、発達に資するよう十分配意すること。

理由
日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和58年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなつてはいるからである。

放送法第37条第1項の規定に基いて、承認を求める件

Ⅰ (事業計画)
Ⅱ (受信料予算書)
Ⅲ (事業取扱い算書)

ふ円分はそれぞれ「一十五五円」、「一八〇円」とし、「十一か月分前納の場合は、当該

十一か月分はそれぞれ四「五」〇円」、「八

三〇円」とする。

〇円分はそれぞれ「一五五円」、「一八〇円」とし、「十一か月分前納の場合は、当該

昭和五十八年三月二十五日 衆議院会議録第十五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報

四四二

別

3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
477,100	413,300	365,500	323,000	296,300	275,100	243,500	222,200	201,000
540,200	463,000	408,800	357,400	329,400	303,700	272,600	246,800	221,100
628,900	555,000	492,400	443,200	404,600	380,000	328,100	303,500	278,900
561,700	497,900	442,000	399,500	364,300	343,100	294,500	273,200	252,000
492,400	418,500	369,300	320,100	295,400	270,800	246,200	221,600	197,000
454,700	394,300	348,700	308,400	282,900	262,700	232,300	212,200	192,000
473,100	406,000	358,500	313,700	289,200	266,800	239,000	216,600	194,200
447,600	380,500	335,700	290,900	268,600	246,200	223,800	201,400	179,000
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
577,400	503,500	445,800	396,600	363,400	338,800	297,200	272,600	248,000
477,100	413,300	365,500	323,000	296,300	275,100	243,500	222,200	201,000
567,100	500,000	443,100	398,300	363,900	341,500	295,400	273,000	250,600
510,200	446,400	395,400	352,900	323,100	301,900	263,600	242,300	221,100
473,100	406,000	358,500	313,700	289,200	266,800	239,000	216,600	194,200
577,400	503,500	445,800	396,600	363,400	338,800	297,200	272,600	248,000
495,500	425,000	375,300	328,300	302,600	279,100	250,200	226,700	203,200
487,800	427,400	378,600	338,300	309,700	289,500	252,400	232,300	212,100
628,900	555,000	492,400	443,200	404,600	380,000	328,100	303,500	278,900
611,900	538,000	476,700	427,500	390,700	366,100	317,800	293,200	268,600
447,600	380,500	335,700	290,900	268,600	246,200	223,800	201,400	179,000
425,200	361,400	318,900	276,400	255,100	233,900	212,600	191,300	170,100
559,500	475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
406,000	348,900	308,200	270,100	248,900	229,900	205,500	186,400	167,400
626,600	532,600	470,000	407,300	376,000	344,600	313,300	282,000	250,600
604,300	513,700	453,200	392,800	362,600	332,400	302,200	271,900	241,700
432,400	375,300	332,000	293,900	269,500	250,500	221,200	202,100	183,100
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
611,900	538,000	476,700	427,500	390,700	366,100	317,800	293,200	268,600
473,100	406,000	358,500	313,700	289,200	266,800	239,000	216,600	194,200
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
380,500	323,400	285,400	247,300	228,300	209,300	190,800	171,200	152,200
544,300	470,400	415,900	366,700	366,600	312,000	277,100	252,500	227,900
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
521,900	451,400	399,100	352,100	323,200	299,700	265,900	242,400	218,900
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
428,300	367,900	324,900	284,600	262,300	242,100	216,600	196,500	176,300

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
ア ジ ア	インド	860,000	710,000	652,100	607,000	543,200
	インドネシア	1,000,000	820,000	748,800	696,000	618,800
	ヴィエトナム	980,000	910,000	839,800	783,300	709,500
	カンボディア	910,000	800,000	745,700	696,000	632,200
	シンガポール	880,000	760,000	689,400	640,100	566,300
	スリ・ランカ	740,000	680,000	620,700	577,800	517,400
	タイ	870,000	720,000	654,800	608,800	541,600
	大韓民国	890,000	690,000	626,600	581,900	514,700
	中華人民共和国	950,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	ネパール	980,000	850,000	782,900	729,600	655,800
	パキスタン	820,000	710,000	652,100	607,000	543,200
	バングラデシュ	890,000	820,000	757,700	707,200	640,000
	ビルマ	850,000	750,000	688,800	642,300	578,500
	フィリピン	870,000	720,000	654,800	608,800	541,600
	ブータン	880,000	850,000	782,900	729,600	655,800
	マレーシア	870,000	750,000	686,200	637,900	567,400
	モルディブ	730,000	710,000	657,400	613,100	552,700
	モンゴル	980,000	910,000	839,800	783,300	709,500
	ラオス	1,010,000	890,000	820,500	765,400	691,600
北 米	アメリカ合衆国	980,000	710,000	649,000	604,300	514,700
	カナダ	760,000	650,000	595,300	552,800	489,000
中 南 米	アルゼンティン	950,000	860,000	783,300	727,400	643,400
	アンティグア・バーブーダ	630,000	610,000	560,900	521,600	464,500
	ヴェネズエラ	1,060,000	970,000	877,200	814,600	720,600
	ウルグアイ	960,000	980,000	846,000	785,600	694,900
	エクアドル	660,000	640,000	589,500	548,900	491,800
	エル・サルヴァドル	750,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	ガイアナ	770,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	キューバ	910,000	890,000	820,500	765,400	691,600
	グアテマラ	740,000	720,000	654,800	608,800	541,600
	グレナダ	770,000	750,000	688,400	636,100	568,900
	コスタ・リカ	600,000	580,000	532,700	494,700	437,600
	コロンビア	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	ジャマイカ	770,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	スリナム	800,000	780,000	714,800	665,200	594,700
	セント・ヴィンセント	770,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	セント・ルシア	770,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	チリ	870,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	ドミニカ	770,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	ドミニカ共和国	710,000	650,000	592,100	550,500	490,100

昭和五十八年二月二十五日 衆議院会議録第十五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報

四四四

540,200	463,000	408,800	357,400	329,400	303,700	272,600	246,800	221,100
540,200	463,000	408,800	357,400	329,400	303,700	272,600	246,800	221,100
454,700	394,300	348,700	308,400	282,900	262,700	232,300	212,200	192,000
450,700	386,900	341,700	299,200	275,700	254,500	227,800	206,500	185,300
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
517,900	444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
450,700	386,900	341,700	299,200	275,700	254,500	227,800	206,500	185,300
622,100	541,500	479,300	425,600	390,800	363,400	319,600	292,700	265,800
425,200	361,400	318,900	276,400	255,100	233,900	212,600	191,300	170,100
500,000	442,900	392,800	354,700	323,600	304,600	261,900	242,800	223,800
450,700	386,900	341,700	299,200	275,700	254,500	227,800	206,500	185,300
406,000	348,900	308,200	270,100	248,900	229,900	205,500	186,400	167,400
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
622,100	541,500	479,300	425,600	390,800	363,400	319,600	292,700	265,800
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
559,500	475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
537,100	456,500	402,800	349,100	322,300	295,400	268,600	241,700	214,800
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
581,900	494,600	436,400	378,200	349,100	320,000	291,000	261,900	232,800
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
517,900	444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
559,500	475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
559,500	475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
517,900	444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
517,900	444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
537,100	456,500	402,800	349,100	322,300	295,400	268,600	241,700	214,800
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
492,400	418,500	369,300	320,100	295,400	270,800	246,200	221,600	197,000
581,900	494,600	436,400	378,200	349,100	320,000	291,000	261,900	232,800

昭和五十八年三月二十五日 衆議院会議録第十五号

告書 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報

四五

	トリニダッド・トバゴ	850,000	820,000	748,800	696,000	618,800
	ニカラグア	850,000	820,000	748,800	696,000	618,800
	ハイティ	700,000	680,000	620,700	577,800	517,400
	パナマ	700,000	680,000	623,500	579,700	515,900
	パハマ	770,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	巴拉グァイ	860,000	790,000	717,600	667,000	593,200
	ペルバドス	770,000	750,000	683,400	636,100	568,900
	ブラジル	790,000	680,000	623,500	579,700	515,900
	ベリーズ	950,000	920,000	845,400	787,700	707,200
	ペルー	720,000	650,000	595,300	552,800	489,000
	ボリビア	770,000	720,000	663,800	620,000	562,900
	ボンデュラス	700,000	680,000	623,500	579,700	515,900
	メキシコ	710,000	610,000	560,900	521,600	464,500
欧 州	アイスランド	820,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	アイルランド	820,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	アルバニア	950,000	920,000	845,400	787,700	707,200
	イタリア	840,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	ヴァチカン	750,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	オーストリア	1,000,000	860,000	788,300	727,400	643,400
	オランダ	910,000	880,000	751,900	698,200	617,700
	ギリシャ	750,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	サイprus	750,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	スイス	980,000	900,000	814,700	756,500	669,200
	スウェーデン	790,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	スペイン	870,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	ソヴィエト連邦	1,040,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	チエコスロvakia	860,000	790,000	717,600	667,000	593,200
	デンマーク	870,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	ドイツ民主共和国	1,000,000	860,000	788,300	727,400	643,400
	ドイツ連邦共和国	1,060,000	860,000	788,300	727,400	643,400
	ノールウェー	870,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	ハンガリー	860,000	790,000	717,600	667,000	593,200
	フィンランド	820,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	フランス	1,020,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	ブルガリア	860,000	790,000	717,600	667,000	593,200
	ベルギー	920,000	790,000	720,600	669,100	591,900
	ポーランド	860,000	790,000	717,600	667,000	593,200
	ポルトガル	790,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	マルタ	750,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	ユーゴースラヴィア	910,000	830,000	751,900	698,200	617,700
	ルーマニア	890,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	ルクセンブルグ	780,000	760,000	689,400	640,100	566,300
	連合王国	1,160,000	900,000	814,700	756,500	669,200

昭和五十八年三月二十五日 衆議院会議録第十五号

告書 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報

四四六

544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
470,000	399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
611,900	538,000	476,700	427,500	390,700	366,100	317,800	293,200	268,600
634,200	557,000	493,400	442,000	404,100	378,400	329,000	303,200	277,500
611,900	538,000	476,700	427,500	390,700	366,100	317,800	293,200	268,600
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
537,100	456,500	402,800	349,100	322,300	295,400	268,600	241,700	214,800
634,200	557,000	493,400	442,000	404,100	378,400	329,000	303,200	277,500
566,600	489,400	432,600	381,200	350,000	324,300	288,300	262,500	236,800
711,600	617,600	546,500	483,800	444,000	412,600	364,300	333,000	301,600
656,600	576,000	510,200	456,500	417,600	390,700	340,200	313,300	286,400
673,600	593,000	525,900	472,200	431,500	404,600	350,500	323,600	296,700
517,900	444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200
656,600	576,000	510,200	456,500	417,600	390,700	340,200	313,300	286,400
633,800	546,500	483,000	424,800	390,300	361,200	321,900	292,800	263,700
673,600	593,000	525,900	472,200	431,500	404,600	350,500	323,600	296,700
656,600	576,000	510,200	456,500	417,600	390,700	340,200	313,300	286,400
656,600	576,000	510,200	456,500	417,600	390,700	340,200	313,300	286,400
673,600	593,000	525,900	472,200	431,500	404,600	350,500	323,600	296,700
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
499,500	432,400	382,300	337,500	309,800	287,400	254,700	232,300	209,900
634,200	557,000	493,400	442,000	404,100	378,400	329,000	303,200	277,500
673,600	593,000	525,900	472,200	431,500	404,600	350,500	323,600	296,700
611,400	527,500	466,200	410,300	376,900	348,900	310,700	282,700	254,700
566,600	489,400	432,600	381,200	350,000	324,300	288,300	262,500	236,800
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
550,000	484,500	429,000	382,000	350,000	326,500	286,000	262,500	239,000
540,200	463,000	408,800	357,400	329,400	308,700	272,600	246,800	221,100
679,000	595,100	527,000	471,100	431,000	408,000	351,400	323,400	295,400
785,500	688,200	609,900	545,000	498,600	466,200	406,400	374,000	341,500
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
696,000	612,100	542,700	486,800	444,900	416,900	361,700	333,700	305,700
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
696,000	612,100	542,700	486,800	444,900	416,900	361,700	333,700	305,700
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
495,500	425,000	375,300	328,300	302,600	279,100	250,200	226,700	203,200
554,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
768,500	669,100	593,100	530,400	485,200	453,800	395,200	363,900	332,500

昭和五十八年二月二十五日 衆議院会議録第十五号

告書 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報

四四七

大洋州	ヴァヌアツ	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	オーストラリア	840,000	720,000	658,000	611,000	540,500
	キリバス	910,000	890,000	820,500	765,400	691,600
	ソロモン	950,000	920,000	851,700	794,400	717,200
	トゥヴァル	910,000	890,000	820,500	765,400	691,600
	トンガ	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	ナウル	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	西サモア	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	ニュー・ジーランド	910,000	880,000	751,900	698,200	617,700
	パプア・ニューギニア	950,000	920,000	851,700	794,400	717,200
	フィジー	880,000	850,000	777,400	723,300	646,100
中近東	アフガニスタン	1,150,000	1,060,000	970,700	904,100	810,100
	アラブ首長国連邦	990,000	960,000	883,000	823,500	743,000
	イエメン	1,000,000	980,000	902,300	841,400	760,900
	イスラエル	860,000	790,000	717,600	667,000	593,200
	イラク	1,040,000	960,000	883,000	823,500	743,000
	イラン	1,100,000	950,000	871,500	810,700	723,400
	オマーン	1,000,000	980,000	902,300	841,400	760,900
	カタル	990,000	960,000	883,000	823,500	743,000
	クウェイト	1,040,000	960,000	883,000	823,500	743,000
	サウディ・アラビア	1,060,000	980,000	902,300	841,400	760,900
	ジョルダン	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	シリア	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	トルコ	810,000	750,000	688,400	636,100	568,900
	バハレーン	950,000	920,000	851,700	794,400	717,200
	南イエメン	1,000,000	980,000	902,300	841,400	760,900
	レバノン	1,060,000	920,000	840,100	781,600	697,600
アフリカ	アルジェリア	930,000	850,000	777,400	723,300	646,100
	アンゴラ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
	ウガンダ	840,000	820,000	751,500	700,500	630,000
	エジプト	950,000	820,000	748,800	696,000	618,800
	エティオピア	1,080,000	990,000	914,400	852,700	768,700
	ガーナ	1,180,000	1,150,000	1,059,000	986,900	889,600
	カーボ・ヴェルデ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
	ガボン	1,040,000	1,010,000	933,700	870,600	786,600
	上ヴォルタ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
	カメルーン	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
	ガンビア	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
	ギニア	1,040,000	1,010,000	933,700	870,600	786,600
	ギニア・ビサオ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
	ケニア	870,000	750,000	686,200	637,900	567,400
	コモロ	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
	コンゴー	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
	ザイール	1,210,000	1,120,000	1,027,600	957,800	863,800

昭和五十八年三月二十五日 衆議院会議録第十五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報

768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
577,400	503,500	445,800	396,600	363,400	338,800	297,200	272,600	248,000
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
679,000	595,100	527,000	471,100	431,000	408,000	351,400	323,400	295,400
517,900	444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200
673,600	593,000	525,900	472,200	431,500	404,600	350,500	323,600	296,700
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
666,900	579,600	512,900	454,700	417,100	388,000	342,000	312,900	283,800
679,000	595,100	527,000	471,100	431,000	408,000	351,400	323,400	295,400
634,200	557,000	493,400	442,000	404,100	378,400	329,000	303,200	277,500
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
696,000	612,100	542,700	486,800	444,900	416,900	361,700	333,700	305,700
473,100	406,000	358,500	313,700	289,200	266,800	239,000	216,600	194,200
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
577,400	503,500	445,800	396,600	363,400	338,800	297,200	272,600	248,000
577,400	503,500	445,800	396,600	363,400	338,800	297,200	272,600	248,000
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
492,400	418,500	396,300	320,100	295,400	270,800	246,200	221,600	197,000
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
577,400	503,500	445,800	396,600	363,400	338,800	297,200	272,600	248,000
473,100	406,000	358,500	313,700	289,200	266,800	239,000	216,600	194,200
634,200	557,000	493,400	442,000	404,100	378,400	329,000	303,200	277,500
673,600	593,000	525,900	472,200	431,500	404,600	350,500	323,600	296,700
768,500	671,200	594,200	529,300	484,700	452,300	396,100	363,700	331,200
544,300	470,400	415,900	366,700	336,600	312,000	277,100	252,500	227,900

別

4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 413,800	円 365,500	円 323,000	円 296,300	円 275,100	円 243,500	円 222,200	円 201,000
413,800	365,500	323,000	296,300	275,100	243,500	222,200	201,000
413,800	365,500	323,000	296,300	275,100	243,500	222,200	201,000
522,500	462,500	411,100	376,800	351,100	308,400	282,600	256,900
463,000	408,800	357,400	329,400	303,700	272,600	246,800	221,100
463,000	408,800	357,400	329,400	303,700	272,600	246,800	221,100

昭和五十八年三月二十五日 衆議院会議録第十五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報

サントメ・プリンシペ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
ザンビア	880,000	850,000	782,900	729,600	655,800
シエラ・レオーネ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
ジブティ	1,020,000	990,000	914,400	852,700	768,700
ジンバブエ	810,000	790,000	717,600	667,000	593,200
スーダン	1,000,000	980,000	902,300	841,400	760,900
スワジランド	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
セイシェル	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
赤道ギニア	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
セネガル	890,000	820,000	746,200	694,300	620,500
象牙海岸共和国	1,080,000	990,000	908,200	846,000	758,700
ソマリア	1,020,000	990,000	914,400	852,700	768,700
タンザニア	1,000,000	920,000	851,700	794,400	717,200
チャード	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
中央アフリカ	1,040,000	1,010,000	933,700	870,600	786,600
チュニジア	740,000	720,000	654,800	608,800	541,600
トーゴー	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
ナイジェリア	1,290,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
ニジェール	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
ブルンディ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
ベナン	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
ボツワナ	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
マダガスカル	930,000	850,000	782,900	729,600	655,800
マラウイ	880,000	850,000	782,900	729,600	655,800
マリ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
南アフリカ共和国	830,000	760,000	689,400	640,100	566,300
モーリシャス	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500
モーリタニア	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
モザンビーク	880,000	850,000	782,900	729,600	655,800
モロッコ	740,000	720,000	654,800	608,800	541,600
リビア	950,000	920,000	851,700	794,400	717,200
リベリア	1,000,000	980,000	902,300	841,400	760,900
ルワンダ	1,160,000	1,130,000	1,039,700	969,000	871,700
レソト	840,000	820,000	746,200	694,300	620,500

二 総領事館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	カルカタ	690,000	607,000	543,200	477,100
	ポンペイ	690,000	607,000	543,200	477,100
	マドラス	670,000	607,000	543,200	477,100
	ウジン・パンダン	830,000	758,600	681,400	599,700
	ジャカルタ	770,000	696,000	618,800	540,200
	スラバヤ	770,000	696,000	618,800	540,200

昭和五十八年三月二十五日 衆議院会議録第十五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四五〇

昭和五十八年三月二十五日 衆議院会議録第十五号

告書 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報

四五一

東洋	メダン	800,000	696,000	618,800	540,200
	バンコック	670,000	608,800	541,600	473,100
	釜山	670,000	581,900	514,700	447,600
	広州	700,000	636,100	568,900	499,500
	上海	700,000	636,100	568,900	499,500
	カラチ	690,000	607,000	543,200	477,100
	マニラ	670,000	608,800	541,600	473,100
	ペナン	700,000	637,900	567,400	495,500
	香港	720,000	611,000	540,500	470,000
北米	アガナ	740,000	669,100	591,900	514,700
	アトランタ	640,000	581,900	514,700	447,600
	アンカレッジ	720,000	669,100	591,900	514,700
	カンザス・シティ	640,000	581,900	514,700	447,600
	サン・フランシスコ	670,000	581,900	514,700	447,600
	シアトル	670,000	581,900	514,700	447,600
	シカゴ	670,000	581,900	514,700	447,600
	ニュー・オルリズ	640,000	581,900	514,700	447,600
	ニュー・ヨーク	830,000	640,100	566,300	492,400
	ヒューストン	670,000	581,900	514,700	447,600
	ポートランド	640,000	581,900	514,700	447,600
	ボストン	710,000	640,100	566,300	492,400
	ホノルル	730,000	640,100	566,300	492,400
	ロス・アンジェルス	670,000	581,900	514,700	447,600
	ヴァンクーバー	630,000	552,800	489,000	425,200
	ヴィニベッグ	610,000	552,800	489,000	425,200
	エドモントン	610,000	552,800	489,000	425,200
	トロント	630,000	552,800	489,000	425,200
	モントリオール	630,000	552,800	489,000	425,200
中南米	クリチバ	610,000	552,800	489,000	425,200
	サン・パウロ	630,000	552,800	489,000	425,200
	ペレーン	670,000	607,000	543,200	477,100
	ボルト・アレグレ	610,000	552,800	489,000	425,200
	マナオス	710,000	642,300	578,500	510,200
	リオ・デ・ジャネイロ	630,000	552,800	489,000	425,200
	レシフェ	640,000	579,700	515,900	450,700
	リマ	610,000	552,800	489,000	425,200
欧州	ミラノ	680,000	611,000	540,500	470,000
	ジュネーヴ	840,000	756,500	669,200	581,900
	テス・バルマス	740,000	669,100	591,900	514,700
	ナホトカ	860,000	765,400	691,600	611,900
	ハバロフスク	800,000	729,600	655,800	577,400
	レニングラード	770,000	694,300	620,500	544,300
	デュッセルドルフ	810,000	727,400	643,400	559,500

昭和五十八年三月二十五日 衆議院会議録第十五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報

四五二

475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
475,600	419,600	363,700	335,700	307,700	279,800	251,800	223,800
437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900
494,600	436,400	378,200	349,100	320,000	291,000	261,900	232,800
399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
456,500	402,800	349,100	322,300	295,400	268,600	241,700	214,800
557,000	493,400	442,000	404,100	378,400	329,000	303,200	277,500
681,100	559,500	501,300	458,800	429,200	372,900	343,800	314,700
598,000	525,900	472,200	431,500	404,600	350,500	323,600	296,700
399,500	352,500	305,500	282,000	258,500	235,000	211,500	188,000
418,500	369,300	320,100	295,400	270,800	246,200	221,600	197,000

別										
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
425,000	375,300	328,300	302,600	279,100	250,200	226,700	203,200			
444,000	392,100	342,900	316,000	291,400	261,400	236,800	212,200			

別										
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
492,400	418,500	369,300	320,100	295,400	270,800	246,200	221,600	197,000		
581,900	494,600	436,400	378,200	349,100	320,000	291,000	261,900	232,800		
581,900	494,600	436,400	378,200	349,100	320,000	291,000	261,900	232,800		
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900		
514,700	437,500	386,000	334,600	308,800	283,100	257,400	231,600	205,900		

昭和五十八年三月二十五日 衆議院会議録第十五号

告書 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報

四五三

	ハングルグ フランクフルト ベルリン ポン ミュンヘン パリ マルセイユ ロンドン	830,000 810,000 830,000 810,000 810,000 740,000 740,000 840,000	727,400 727,400 727,400 727,400 727,400 669,100 669,100 756,500	643,400 643,400 643,400 643,400 643,400 591,900 591,900 669,200	559,500 559,500 559,500 559,500 559,500 514,700 514,700 581,900
大洋州	シドニー ペース ブリスベン メルボルン オークランド ポート・モレスビー	700,000 680,000 680,000 700,000 770,000 870,000	611,000 611,000 611,000 611,000 698,200 794,400	540,500 540,500 540,500 540,500 617,700 717,200	470,000 470,000 470,000 470,000 597,100 634,200
中近東	ホラムシャハル ジェッダ イスタンブル	990,000 920,000 680,000	899,700 841,400 611,000	812,400 760,900 540,500	718,400 673,600 470,000
アフリカ	プレトリア	710,000	640,100	566,300	492,400

三 領事館

地 域	所 在 地	号			
		領事館の長	1 号	2 号	3 号
アジア	コタ・キナバル	680,000	637,900	567,400	495,500
中南米	エンカルナシオン	710,000	667,000	593,200	517,900

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号					
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	
北米	ニュー・ヨーク (国際連合)	980,000	760,000	689,400	640,100	566,300	
欧州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関) (軍縮委員会)	1,160,000 930,000	900,000 900,000	814,700 814,700	756,500 756,600	669,200 669,200	
	パリ (経済協力開発機構)	1,020,000	790,000	720,600	669,100	591,900	
	ブッセル (欧州共同体)	920,000	790,000	720,600	669,100	591,900	

二 資本等の金額が十億円を超える五十億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの
三 人以下であるもの及び資本等の金額が一億円を超える五十人を超えるもの
四 合計数が五十人以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの
五 合計数が五十人以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの
六 前各号に掲げる法人以外の法人等
<p>第三百十二条第二項中「百万円」を「百五十万円」に、「五十六万円」を「百万円」に、「十三万四千円」を「二十七万円」に、「四万円」を「十万円」に、「法人等については一万三千円」を「法人については八万円」を、同表の第六号に掲げる法人等については「二万七千円」に改め、同条第五項中第一項の表の第一号から第四号までを、第一項の表の第一号から第五号までに改める。</p> <p>第三百十四条第二項中「次条第一項及び第六項」を「次条第一項及び第七項」に改める。</p> <p>第三百十四条の二第一項第六号中「第五項」を「第三項及び第六項」に改め、同項第十号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第十一号中「第三項及び第五項」を「第四項及び第六項」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを「一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改め、「又は所得割の納稅義務者の」の下に「第三項の規定に該当する控除対象配偶者」を加え、「同族以外の」を「その他の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「同項第十号」の下に「及び第三項(控除対象配偶者に関する部分に限る。)」を加え、「同項第十一号」を「第一項第十一号」に改め。</p>
<p>号、第三項(扶養親養親の親族のいすれか者又は扶養親族が納稅義務者又は当該納稅義務者の親族のいすれか者である場合には第一項第十一号の同項第十一号の第三百四十九条第三百四十八条第三項第十一号又は第三百四十九条第一号又は第三百四十九条第三百四十八条第三項第十一号に改める。</p> <p>3 所得割の納稅義務者又は当該納稅義務者の親族のいすれか者又は扶養親族が納稅義務者又は当該納稅義務者の親族のいすれか者である場合には第一項第十一号の同項第十一号の第三百四十九条第三百四十八条第三項第十一号又は第三百四十九条第一号又は第三百四十九条第三百四十八条第三項第十一号に改める。</p>
<p>号、第三項(扶養親養親の親族のいすれか者又は扶養親族が納稅義務者又は当該納稅義務者の親族のいすれか者である場合には第一項第十一号の同項第十一号の第三百四十九条第三百四十八条第三項第十一号又は第三百四十九条第一号又は第三百四十九条第三百四十八条第三項第十一号に改める。</p> <p>3 所得割の納稅義務者又は当該納稅義務者の親族のいすれか者又は扶養親族が納稅義務者又は当該納稅義務者の親族のいすれか者である場合には第一項第十一号の同項第十一号の第三百四十九条第三百四十八条第三項第十一号又は第三百四十九条第一号又は第三百四十九条第三百四十八条第三項第十一号に改める。</p>
<p>29 農業機械化促進法等業務の用に供するものに対して課する</p>

年額	年額	年額	年額
一万六千円	四万八千円	六万円	十六万円

号、第三項(扶養親族に関する部分に限る。)に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第十一号の金額は、」を削り、「当該老人扶養親族に係る第一項第十一号の金額は」に改め、同項を同条第二項の次に次の一項を加え。

第三百十二条第一項中「百万円」を「百五十六万円」に、「十五万四千円」を「五十六万円」を「百万円」に、「十三万四千円」を「十七万円」に、「四万円」を「十万円」に、「法人等については一万三千円」を「法人については八万円を、同表の第六号に掲げる法人等については二万七千円」に改め、同条第五項中「第一項の表の第一号から第四号まで」を「第一項の表の第一号から第五号まで」に改める。

第三百十四条第二項中「次条第一項及び第六項」を「次条第一項及び第七項」に改める。

第三百十四条の二第一項第六号中「第五項」を「第三項及び第六項」に改め、同項第十号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第十一号中「第三項及び第五項」を「第四項及び第六項」に改め、同条第六項から同条第九項を同条第十項として、同条第六項から第八項までを「一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改め、「又は所得割の納稅義務者の」の下に「第三項の

第三百四十九条の三中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第二十九項までを一項ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

29 農業機械化研究所が所有し、かつ、直接農業機械化促進法第三十九条第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、

第三百四十九条の三の二第一項中「もつぱら」を「専らに改め、「本条」の下に「第三百五十一条の二第一項」を加える。

第三百五十二条第一項中「本条」の下に「並びに次条第一項及び第二項」を加え、「天じよう」を「天井」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(区分所有に係る家屋の敷地の用に供されて
いる土地)に對して課する固定資産税)

第三百五十二条の二 区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地(以下本条において「共用土地」という。)で次に掲げる要件を満たすものに對して課する固定資産税について
は、当該共用土地に係る納稅義務者で当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の各区分所有者であるもの(当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の一の専有部分を二以上の者が共有する場合においては、当該専有部分に関する者はとする。以下本項及び第三項において「共用土地納稅義務者」という。)は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該共用土地に係る固定資産税額を当該共用土地に係る各共用土地納稅義務者の当該共用土地に係る持分の割合(当該共用土地が住宅用地である部分及び住宅用地以外である部分を併せ有する土地である場合その他の自治省令で定める場合においては、自治省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合)によつてあん分した額を、当該各共用土地納稅義務者の当該共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

一 当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員によつて共有されているものであること。

の者の当該共用土地に係る区分所有に係る家屋に区分するものとし、其の区分所有者全員の共有に属する共用部分が、同項第一号に規定する「所有者全員の共有に属する共用部分がない場合」においては、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の規定」とあるのは、「次条第一項の規定」と読み替えるものとする。

3 第一項に定めるもののほか、同項第一号に掲げる要件に該当する共用土地で同項第一号に掲げる要件に該当しないものに対して課する固定資産税については、当該共用土地に係る共用土地納稅義務者全員の合意により同項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合によつて当該共用土地に係る固定資産税額をあん分することを、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定によるあん分の方法を参考し、当該割合によりあん分することが適当であると認めたときは、当該共用土地に係る各共用土地納稅義務者は、第十条の二第一項の規定にかかるわらず、当該共用土地に係る固定資産税額を当該割合によつてあん分した額を、当該各公用土地納稅義務者の当該共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

第四百八十九条第一項第十六号を次のように改める。

十六 カリ塩（電解法によるものに限る。）及びりん化物

中「軽油の引取」を「軽油の引取り」に改め、同条第二号中「その他政令で定める公共の用に供する施設の電源用」を「電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるもの」と、「軽油の引取」を「軽油の引取り」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「軽油の引取」を「軽油の引取り」に改める。

第七百条の五十二第一号中「六千円」を「六千五百円」に改め、同条第一号中「一千円」を「二千二百円」に改める。

第七百一条の三十四第三項第二十三号中「第十一条第一項の表の第八号」を「第十一条第一項の表の第七号」に改め、同条第十一項中「前項に定めるもののほか」を「第一項の法人と当該法人以外の者との共同行為である事業所用家屋の新築又は増築で当該事業所用家屋の全部又は一部を当該法人が所有することとなるものに係るものについての同項の規定の適用の範囲」に、「同項から第九項まで」を「第一項から第九項まで」に改める。

第七百一条の四十一第二項中「政令で定める事業所等」の下に「身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百二十三号)第十八条第一項第三号の助成金の支給に係る施設又は設備に係る

ものに限る。」を、「事業所用家屋の新築若しくは増築」の下に「(当該事業所用家屋に係る施設又は設備が同号の助成金の支給を受けて設置され、又は整備される場合に限る。)」を加え、同条第九項中「前項に定めるもののほか、第一項の表」を「第一項に規定する施設に係る事業を行なう者とその他の者との共同行為である事業所用家屋の新築又は増築で当該事業所用家屋の全部又は一部を当該事業を行う者が所有することとなるものに係るものについての同項の規定の適用の範囲、同項の表」に、「第一項から第七項までの規定のうち」を「同項から第七項までの規定のうち」に改める。

第七百一条の四十八中「一月以内」を「二月以内」に改める。

第七百二条第三項中「三百四十九条の三第十項から第十二項まで、第十四項、第十五項又は第十八項」を「三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第十三項、第十四項又は第十七項」に改める。

第七百三条の四第四項ただし書中「二十七万円」を「二十八万円」に改める。

第七百三十四条第三項の表第三百十二条第一項の項及び第三百十二条第二項の項を次のように改める。

第三百十二条第一項
百二十万円
七万円
十六万円

百二十万円(事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内にも所存する場合)
七万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、九十万円)
十六万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合、以外の場合には、四十万円)

百二十万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合、以外の場合には、九十万円)
七万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合、以外の場合には、四十万円)
十六万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、六十万円)
十六万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、四十万円)
十六万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、三十万円)
十六万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、二十万円)

六万円	四万八千円	四万八千円	四万八千円	四万八千円
所在する場合、以外の場合は、二万円	所在する場合、以外の場合は、二万円	所在する場合、以外の場合は、二万円	所在する場合、以外の場合は、二万円	所在する場合、以外の場合は、二万円
六万円(同表の第四号に該当するものについては、五万二千円)	六万円(同表の第四号に該当するものについては、五万二千円)	六万円(同表の第四号に該当するものについては、五万二千円)	六万円(同表の第四号に該当するものについては、五万二千円)	六万円(同表の第四号に該当するものについては、五万二千円)
所在する場合、特別区の区域外にも所在する場合は、百二十万円	所在する場合、特別区の区域外にも所在する場合は、百二十万円	所在する場合、特別区の区域外にも所在する場合は、百二十万円	所在する場合、特別区の区域外にも所在する場合は、百二十万円	所在する場合、特別区の区域外にも所在する場合は、百二十万円
所在する場合は、一百八十万円	所在する場合は、一百八十万円	所在する場合は、一百八十万円	所在する場合は、一百八十万円	所在する場合は、一百八十万円

六万円	四万八千円	四万八千円	四万八千円	四万八千円
所在する場合は、二万円	所在する場合は、二万円	所在する場合は、二万円	所在する場合は、二万円	所在する場合は、二万円
六万円(同表の第四号に該当するものについては、五万二千円)	六万円(同表の第四号に該当するものについては、五万二千円)	六万円(同表の第四号に該当するものについては、五万二千円)	六万円(同表の第四号に該当するものについては、五万二千円)	六万円(同表の第四号に該当するものについては、五万二千円)
所在する場合は、百二十万円	所在する場合は、百二十万円	所在する場合は、百二十万円	所在する場合は、百二十万円	所在する場合は、百二十万円
所在する場合は、一百八十万円	所在する場合は、一百八十万円	所在する場合は、一百八十万円	所在する場合は、一百八十万円	所在する場合は、一百八十万円

附則第三条の三中「昭和五十七年度分」を「昭和五十八年度分」に改める。
附則第八条第二項中「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五号)による改下「昭和五十一年法律第五号」という。)による改

正前の租税特別措置法第六十八条の三(昭和五十年法律第五号附則第十七条の規定によりそ
の例によることとされる場合を含む。)又は「を削る。
附則第九条第一項中「昭和五十一年法律第五

税については、なお従前の例による。

(娯楽施設利用税に関する経過措置)

第五条 新法第七十八条第一項及び第三項の規定は、昭和五十八年六月一日以後における新法第七十五条第一項各号に掲げる施設の利用に対し課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前における当該施設の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する経過措置)

第六条 新法第二百二十四条の三第一項の規定は、昭和五十九年一月一日以後の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対し課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(鉱区税に関する経過措置)

第七条 新法第二百八十一条第一項及び新法附則第十一条の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の鉱区税について適用し、昭和五十七年度分まで

の鉱区税については、なお従前の例による。

(狩猟者登録税に関する経過措置)

第八条 新法第二百三十七条第一項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟者登録税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第九条 新法第三百四十四条第二項及び第三百四十四条の二、新法附則第三十三条の三第四項において準用する同条第三項並びに新法附則第三十四条第四項において準用する同条第三項の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三条の三第三項及び第四項の規定は、昭和五十七年度分の個人の市町村民税につ

いては、なおその効力を有する。

3 新法第三百十二条第一項、第二項及び第五項

の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は

新法第三百二十二条の八第五項の期間に係る法

人の市町村民税について適用し、施行日前に終

了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市

町村民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかわらず、法人の施行日以後

に終了する事業年度に係る新法第三百二十二条

の八第一項の申告書(法人税法第七十一条第一

項(同法第七十二条第一項の規定が適用される

場合及びこれらの規定を同法第二百四十五条第一

項において準用する場合を含む)の規定により

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人

が、新法第三百二十二条の八第一項の規定によ

り当該申告書の提出期限までに提出すべき申告

書に係る)の提出期限が施行日前である場合に

は、その法人の当該申告書に係る市町村民税と

して納付した又は納付すべきであった市町村民

税については、なお従前の例による。

5 新法附則第八条第二項の規定は、施行日以後

に終了する事業年度分の法人の市町村民税につ

いて適用し、施行日前に終了した事業年度分の

法人の市町村民税については、なお従前の例に

よる。

(固定資産税に関する経過措置)

第十条 新法第三百四十八条第二項第二十三項の

四並びに新法附則第十五第八項、第十項及び

第十九項の規定は、昭和五十八年度以後の年度

分の固定資産税について適用し、昭和五十七年

度分までの固定資産税については、なお従前の

例による。

2 新法第三百四十九条の三第二十九項の規定

は、昭和五十七年一月一日以後において取得さ

れた同項に規定する固定資産に対して課する昭

和五十八年度以後の年度分の固定資産税につい

て適用する。

3 農業機械化研究所が昭和五十七年一月一日ま

でに取得した直接農業機械化促進法(昭和二十一年法律第二百五十二号)第三十九条第二号に

規定する業務の用に供する固定資産について

は、旧法第三百四十八条第二項第二十三号の四

の規定は、なおその効力を有する。

4 新法第三百五十二条の二の規定は、昭和五十

九年度以後の年度分の固定資産税について適用

する。

5 昭和四十年一月一日から昭和五十七年一月一

日までの間に新設され、又は増設された旧法附

則第十五条第五項に規定する倉庫に対して課す

固定資産税については、なお従前の例によ

る。

6 昭和五十七年一月一日から同年十二月三十一

日までの間に新設され、又は増設された新法附

則第十五条第五項に規定する倉庫等に対して課

する固定資産税に係る同項の規定の適用につい

ては、同項中「二分の一(貯蔵タンク又は倉庫に

附属する機械設備にあつては、当該貯蔵タンク

又は倉庫に附属する機械設備に係る固定資産税

の課税標準となるべき価格の三分の二」とある

のは、「二分の一」とする。

7 昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月

三十日までの間に取得された旧法附則第十五

条第十二項に規定する機械その他の設備に対し

て課する固定資産税については、なお従前の例

による。

8 昭和五十三年一月一日から昭和五十七年一月一日までの間に敷設された旧法附則第十五条第

十三項に規定する構築物に対して課する固定資

産税については、なお従前の例による。

9 昭和五十六年十月一日から昭和五十七年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第

二十一項に規定する家屋及び償却資産に対して

課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

(電気税に関する経過措置)

昭和五十八年六月一日以後に使用する電気に対

して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税に

あつては、同日以後に収納した又は収納すべき

料金に係るもの)については、なお従前

対して課する電気税(特別徴収に係る電気税に

あつては、同日以前に収納した又は収納すべき

料金に係るもの)については、なお従前

する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十二条 新法第五百八十六条第二項第十一号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に

する部分に限る)は、昭和五十八年度以後の年

度分の土地に対して課する特別土地保有税につ

いて適用し、昭和五十七年度分までの土地に対

して課する特別土地保有税については、なお従

前の例による。

第十二条 新法第五百八十六条第二項第十一号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に

する部分に限る)は、施行日以後にされる土

地の取得に係る土地の取得に対して課する特

別土地保有税については、施行日以前にされた

土地の取得に係る土地の取得に対して課する特

別土地保有税については、なお従前の例によ

る。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十二条 新法第五百八十六条第二項第十一号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に

する部分に限る)は、施行日以後にされる土

地の取得に係る土地の取得に対して課する特

別土地保有税については、施行日以前にされた

土地の取得に係る土地の取得に対して課する特

別土地保有税については、なお従前の例によ

る。

第十二条 新法第五百八十六条第二項第十一号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に

する部分に限る)は、施行日以後にされる土

地の取得に係る土地の取得に対して課する特

別土地保有税については、施行日以前にされた

土地の取得に係る土地の取得に対して課する特

別土地保有税については、なお従前の例によ

る。

(軽油引取税に関する経過措置)

第十三条 新法第七百条の六の規定は、昭和五

八年六月一日以後の軽油の引取りに對して課す

べき軽油引取税について適用し、同日前の軽油

の引取りに對して課する軽油引取税について

は、なお従前の例による。

(入猟税に関する経過措置)

第十四条 新法第七百条の五十二の規定は、施行

日以後に狩猟者の登録を受ける者に對して課す

べき入猟税について適用し、施行日前に狩猟者

の登録を受けた者に対して課する入庫税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十五条 次項に定めるものを除き、新法第七百一条の三十四第三項第二十三号及び第七百一条の四十一第二項(新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税)と並び次項において「事業に係る事業所税」という。に関する部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十八年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十八年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び同年前の年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対する課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 旧法第七百一条の四十一第二項(事業に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業で昭和五十三年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に終了した事業年度分の事業について同項の規定の適用を受けた事業所等において行われるもの及び同年以後の年分の個人の事業で昭和五十三年分から昭和五十七年分までの事業について同項の規定の適用を受けた事業所等において行われるものに対し課すべき事業に係る事業所税については、なおその効力をする。

3 新法第七百一条の三十四第三項第二十三号及び第七百一条の四十一第二項(新法第七百一条の三十二第一項に規定する新增設に係る事業所税(以下この項において「新增設に係る事業所税」という。)に関する部分に限る。)並びに第七百一条の四十八の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋(以下この項において「事業所する事業所用家屋(以下この項において「事業所

用家屋」という。)の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対しても課する新增設に係る事業所税について

は、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十六条 新法第七百二十二条第二項の規定は、昭和五十八年度以後の年度分までの都市計画税について適用し、昭和五十七年度分までの都市計画税について

ついては、なお従前の例による。

2 昭和四十一年一月二日から昭和五十七年一月一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第五項に規定する倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例によ

る。

2 昭和四十一年一月二日から昭和五十七年一月一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第五項に規定する倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例によ

が、新法第七百三十四条第三項において準用する新法第三百二十二条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る都民税として納付した又は納付すべきであった都民税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第十九条 旧法附則第十二条の二第一項に規定する電気を動力源とする自動車に対して課する昭和五十七年度分までの自動車税については、な

お従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第二十条 旧法附則第三十条の二第一項に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する昭和五十七年度分までの軽自動車税については、な

お従前の例による。

2 昭和五十七年三月三十一日までに敷設された(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大

陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特種措置法一部改正)

3 昭和五十七年三月三十一日までに敷設された(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大

陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特種措置法一部改正)

2 昭和五十七年三月三十一日までに改める。

2 前項の規定による改正後の日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天

然ガス資源の開発に関する特種措置法第四十九

条第三項の規定は、同法第二条第三項に規定する共同開発鉱区に対して課する昭和五十八年度

以後の年度分の鉱区税について適用し、当該共

同開発鉱区については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十五条 附則第二条から前条までに定めるも

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措

置は、政令で定める。

理由

地方税負担の現状及び地方財政の実情にかんがみ、その負担の公平適正化を図るため、法人住民税均等割、娛樂施設利用税等の税率の調整、固定資産税等に係る非課税等の特別措置の整理合理化等を行うとともに、住民負担の軽減及び合理化を図るため、住民税所得割について低所得者層に係る非課税措置を継続し、及び同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例を創設し、並びに料理飲食等消費税について基礎控除額を引き上げる等の措置を講じ、あわせて日本国有鉄道の納付する市町村納付金の算定標準額に係る特例措置を改めるほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方税負担の公平適正化、住民負担

区 分	改正案(年額)		現行(年額)	
	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
法人の道府県民税及び市町村民税	三十万円	二十万円	六千円	二万円
(1) 道府県民税	四万円	二万円	一千円	五百円
法人の均等割の税率を次のとおり改めること。(昭和五十八年四月一日から施行)	三十万円	二十万円	六千円	二万円
本案は、地方税負担の公平適正化、住民負担	四千円	二千円	五百円	三百円
提出)に関する報告書	四千円	二千円	五百円	三百円

2 法人の道府県民税及び市町村民税

法人の均等割の税率を次のとおり改めること。(昭和五十八年四月一日から施行)

3 法人の道府県民税及び市町村民税

法人の均等割の税率を次のとおり改めること。(昭和五十八年四月一日から施行)

の軽減及び合理化等を図ろうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(1) 道府県民税及び市町村民税

(1) 同居している控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する場合には、配偶者控除又は扶養控除(二十二万円)の特例として二十五万円の所得控除を認め、特別障害者控除(二十三万円)と合わせて四十八万円(現行四十五万円)の所得控除を適用すること。

(昭和五十八年四月一日から施行)

(2) 昭和五十八年度においても、昭和五十七年度と同様の所得割の非課税措置を存続することとし、所得の金額が二十七万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には九万円を加えた金額以下である者については、所得割を課さないこととする。

(昭和五十八年四月一日から施行)

区 分	改正案(年額)		現行(年額)	
	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
不動産取得税	五十人以下	一万六千円	三万七千円	八千円
中古住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置等を自己の所有する住宅に居住していた者に対する適用すること。(昭和五十八年四月一日から施行)	五十人超	四万八千円	八万円	四万円
(3) 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税	五十人以下	六万円	十万円	百人以下
たばこの小売定価の値上げがない場合に見込まれる道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の額を確保するよう、製造たばこの売渡し本数について所要の補正を行うこと。(昭和五十八年六月一日から施行)	五十人超	十六万円	二十七万円	百人超
ゴルフ場に係る娛樂施設利用税	五十人以下	六万円	十万円	八万円
ゴルフ場に係る娛樂施設利用税の標準税率並びに外形課税を行う場合のぱらんこ場、まじやん場及びたまつき場に係る娛樂施設利用税の標準となる率を次のとおり改めること。(昭和五十八年六月一日から施行)	五十人超	四万八千円	三万四千円	二万三千円
ぱらんこ場	一千円	五百円	一百円	五十円
ゴルフ場	一万円	五千円	一千円	五百円
分	改正案	現行	改正案	現行

官報(号外)

まあじやん場	一卓につき月額	八百三十円	七百五十円
たまつき場	一台につき月額	千三百円	千二百円
(四) 料理飲食等消費税			
旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る基礎控除額を二千五百円(現行二千円)に引き上げること。(昭和五十九年一月一日から施行)			
鉱区税	鉱区税の税率を次のとおり改めること。(昭和五十八年四月一日から施行)	1 砂鉱を目的としたない鉱業権の鉱区	2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区
区	分	改正案 現行	改正案 現行
試掘鉱区 面積百アールごとに年額	二百円	百八十円	二百円
採掘鉱区 面積百アールごとに年額	四百円	三百六十円	四百円
その他の鉱区 面積百アールごとに年額	六百円	五百四十円	六百円
狩猟者登録税及び入猟税	二百円	百八十円	二百円
狩猟者登録税及び入猟税の税率を次のとおり改めること。(昭和五十八年四月一日から施行)	五百四十円	百八十円	五百四十円
官	狩猟者登録税	現行	現行
特許の種類	狩猟者の登録を受ける者の区分	狩猟者登録税	入猟税
甲及び	改正案 現行	改正案 現行	改正案 現行
(一) 道府県民税の所得割の納付を要する親族(農業林業又は水産業に従事している控除対象配偶者又は扶養親族以外の控除対象配偶者等は除く。)	一万円	九千円	六千円
乙	四千五百円	四千円	六千五百円
丙	三千三百円	三千円	二千二百円
	二千円	二千円	二千円

(八) 自動車取得税及び軽油引取税
自動車取得税の暫定免税点三十万円(本則十五万円)及び軽自動車を除く自家用自動車に係る暫定税率五パーセント(本則三パーセント)並びに軽油引取税の暫定税率一キロリットル当たり二万四千三百円(本則一万五千円)について、その適用期限を二年間延長し、昭和六十年三月三十一日までとすること。(昭和五十八年四月一日から施行)

(九) 事業所税

新増設に係る事業所税の申告納付期限を新築又は増築をした日から二ヶ月以内(現行一月以内)とすること。(昭和五十八年四月一日から施行)

(十) 非課税等特別措置の見直し

不動産取得税に係る農用地開発公団が譲渡契約の解除又は買戻し特約により取得する不動産についての非課税措置及び電気税のりんに係る非課税措置を廃止するとともに、固定資産税等に係る課税標準の特例措置等を縮減合理化すること。(電気税に係る非課税措置の廃止は昭和五十八年六月一日から、その他のは改正は昭和五十八年四月一日から施行)

(十一) 公社有資産所在市町村納付金
東北新幹線及び上越新幹線に係る日本国有鉄道の市町村納付金について、次のとおり、納付金算定標準額の特例措置を講ずること。(昭和五十八年四月一日から施行)

1 新たに営業路線を開業するために敷設した線路設備等に係る納付金算定標準額を、取得後五年度間その価格の六分の一の額とし、その後の五年度間その価格の三分の一の額とすること。
2 新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産に係る納付金算定標準額を、取得後五年度間その価格の三分の一の額とすること。

二 議案の可決理由

なお、以上の地方税制の改正等により、昭和五十八年度においては、三百七億円(平年度五百六十億円)の增收が見込まれる。

地方財政の実情に鑑み、地方税負担の現状を勘案しつつその負担の公平適正化、住民負担の軽減及び合理化等を図るうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、日本社会党及び日本共産党の共同提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

右報告する。

昭和五十八年三月二十四日

地方行政委員長 田村 良平

衆議院議長 福田 一殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求める事件

右
国会に提出する。

昭和五十八年二月二十八日
内閣総理大臣 中曾根康弘

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約

日本国政府及びスウェーデン政府は、所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、

次のことおり協定した。

第一条
この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条
この条約の対象である租税は、次のものとする。

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「スウェーデン」とは、スウェーデン王国をいい、スウェーデンの領海の外側に位置する水域でスウェーデンが国際法及びスウェーデンとの間の条約について、その整備を図るため、全面的な改正を行うこととして、昭和五十八年一月二十一日にストックホルムで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することといたしたい。

これが、この案件を提出する理由である。

- 2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの（国税であるか地方税であるかを問わない。）についても、適用する租税を除くほか、
- (a) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税の企業」とは、それぞれ一方の締約国が営む企業をいう。
- (b) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
- (c) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
- (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はスウェーデンの租税をいう。
- (e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
- (f) 「国民」とは、いづれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びにいづれか一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがいすれか一方の締約国の租税に関し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。
- (g) 「権限のある当局」とは、
- (i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。
- (ii) 「権限のある当局」とは、
- (i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えたその代理人をいう。
- (ii) スウェーデンについては、予算大臣又は権限を与えたその代理人をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」

とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約

國において課税を受けるべきものとされる者をいう。ただし、この用語には、当該一方の締約國に源泉のある所得のみについて当該一方の

締約国において課税される者を含まない。
2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、両締約國の権限のある當局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約國を決定する。

3 1の規定により双方の締約國の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約國の居住者とみなす。

4 (e) この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所を行なうことを目的として、事業を行なう一定の場所を保有すること。
(f) 企業のために、その他の準備的又は補助的な性格の活動を行なうことを目的として、事業を行なう一定の場所を保有すること。

5 (g) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことを目的として、事業を行なう一部を行つてある場所をいう。

号外 報

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場

う一定の場所を保有すること。ただし、当該

一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行なうすべての活動について、当該一方の締約國に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行なう一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行なう仲人、問屋その他の独立的地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行なっているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約國の居住者である法人が、他方の締約國の居住者である法人若しくは他方の締約國において事業(恒久的施設)を通じて行なれるものであるかないかを問わない。)を行なう法

人を支配し、又はこれらに支配されているといふ事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約國の居住者が他方の締約国内に存

在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約國において租税を課することがで

きる。

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約國における不動産の意義を有するものと

する。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業用に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対

価として料金(金額が確定しているかしないかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

5 第七条

1 一方の締約國の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約國においてのみ租税を課することができる。一方の締約國の企業が他方の

締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の事業を行なう場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2-3の規定に従うことの条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行なう場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分による購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはできない。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、

経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4-2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配

約の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行なう場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、

運輸に運用することによって取得する利得に対することは、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国的企业は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、スウェーデンの企業である場合には日本国における事業税、日

本國の企業である場合には日本国における事業

税に類似する租税でスウェーデンにおいて今後

課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は

国際経営共同体に参加していることによつて取

得する利得についても、適用する。

分の方法によつて得た結果がこの条に定める原

第九条

(a) 一方の締約国的企业が他方の締約国的企业の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国的企业及び他方の締約国企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は譲されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課すことができる。

3 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

4 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に

帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決

定する。ただし、別の方法を用いることにつき

正当な理由がある場合は、この限りでない。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の單

なる購入を行つたことを理由としては、いかな

る利得も、当該恒久的施設に帰せられることは

ない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に

帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決

定する。ただし、別の方法を用いることにつき

正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国的企业が船舶又は航空機を国際

運輸に運用することによって取得する利得に對

しては、当該一方の締約国においてのみ租税を

課することができる。

2 一方の締約国的企业は、船舶又は航空機を国

際運輸に運用することにつき、スウェーデンの

企業である場合には日本国における事業税、日

本國の企業である場合には日本国における事業

税に類似する租税でスウェーデンにおいて今後

課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は

国際経営共同体に参加していることによつて取

得する利得についても、適用する。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事

業年度の終了の日に先立つ十二箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の十

パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、配当に充てられる利得につ

いての当該法人に対する課税に影響を及ぼすも

のではない。

3 1の規定にかかるわらず、日本国居住者であ

る法人がスウェーデン居住者である法人に支

払う配当については、これら双方の法人がス

ウェーデンの法人であるとしたならばスウェー

デンの法令に基づき免除されることとなる範囲

内での、スウェーデンの租税を免除する。

4 この条において、「配当」とは、株式その他の利

得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除

く)から生ずる所得及びその他の持分から生ず

る所得であつて分配を行う法人が居住者とされ

る締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に

取り扱われるものをいう。

5 1及び2の規定は、一方の締約国居住者で

ある配当の受益者が、当該配当を支払う法人が

居住者とされる他方の締約国において当該他方

の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行

い又は当該他方の締約国において当該他方の締

約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役

昭和五十八年三月二十五日 衆議院会議録第十五号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について 承認を求める件及び同報告書

四六六

務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合に

は、第七条又は第十四条の規定を適用する。

6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び

当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るとき

においても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当又は配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内

にある恒久的施設若しくは固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く）

に対するいかなる租税も課することができます。

また、当該留保所得に対して租税を課すことができない。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しても、当該他方の締約国において租税を課すことができない。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一

6 利子に対するいかなる租税も課すことのできない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

8 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及

は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

9 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

10 第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及

びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用的権利の対価として、又は産業用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受け

る料金をいう。

務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6 使用料の支払の基準となつた使用権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が同意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

第十三条

1 一方の締約国居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 一方の締約国居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内において使用するとのできる固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずるものとされた。

3 一方の締約国居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡により取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

第十四条

1 一方の締約国居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対する対しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。その者がそ

のようない固定的施設を有する場合には、当該所得に対する対しては、当該他方の締約国内に滞在すること。

(a) 賃料が当該他方の締約国居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(b) 賃料が当該他方の締約国居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 賃料が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

2 一方の締約国企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国居住者が独立の活動を含む。

第十五条

1 次条及び第十八条の規定が適用される場合に除くほか、一方の締約国居住者がその勤務に

3 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国居住者が他方の締約国居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

一方の締約国居住者が他方の締約国居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国居住者である演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他芸能人又は運動家が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動について取得する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対する対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課すことができる。

もつとも、そのような所得が両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国租税を免除する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

もつとも、そのような所得が両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国居住者である個人により行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国居住者である他の者に帰属する場合に

昭和五十八年三月二十五日 衆議院会議録第十五号

所得に対する租税に関する二重課
て承認を求めるの件及び同報告書

四六八

は、当該所得については、そのような活動が行われた締約国の租税を免除する。

第十八条

1(a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は

者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課する」
などがある。

第二十一条

一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公

一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わ
ない。）で前各条に規定がないものに対しても、
当該一方の締約国においてのみ租税を課する」と
ができる。

超えないものとする。

(b) スウェーデンにおいて取得される所得が、

議決権のある株式又はその発行済株式の少な

くとも一十五ペーセントを所有する日本国の

居住者である法人に対し支払われる配当で
ある場合は、日本国の租税からの控除を行

うに当たり、当該配当を支払う法人がその所

得について納付するスウェーデンの租税を考
量二、三、四、五、六、七、八。

慮に入れるものとする。

除くほか、スウェーデンの居住者がこの条約

の規定に従つて日本国において租税を課され
る所得を取得する場合は、スウェーデン

は、日本国において納付される所得に対する

租税の額と等しい額を当該居住者の所得に対

するスウェーデンの租税の額から控除する。

に算定されたスウェーデンの租税の額のうち

日本国において租税を課される当該所得に対

応する部分を超えないものとする。

- (b) (4)の規定にかかわらず、スウェーデンの居住者が第七条及び第十四条の規定に従つて日本において租税を課される所得を取得する場合には、スウェーデンは、当該所得について租税を免除する。
- (c) スウェーデンの居住者が第十八条の規定に従つて日本においてのみ租税を課される所得を取得する場合又は(4)の規定に従つてスウェーデンの租税を免除される所得を取得する場合には、スウェーデンは、当該所得をスウェーデンの租税の課税標準に含めることができ。ただし、スウェーデンの租税の額のうち日本において取得される所得に対応する部分がスウェーデンの租税の額から控除される。

第二十三条

- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。
- 2 一方の締約国のある者が他方の緝約國の居住者であるが、当該他方の緝約國において、同様の規定に有する恒久的施設又は固定的施設に対する租税は、当該他方の緝約國において、同様の活動を行う当該他方の締約國の居住者である者

(b) (4)の規定にかかわらず、スウェーデンの居住者が第七条及び第十四条の規定に従つて日本において租税を課される所得を取得する場合には、スウェーデンは、当該所得について租税を免除する。

に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族とは別に、自己が居住者である締約国との権限のある当局に対してもは当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国との権限のある当局に対してして申立をすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

3 第九条、第十一條6又は第十二条6の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国企業が他方の締約国に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たりて、当該一方の締約国に居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国に類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第一条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十四条

- 1 いざれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと

又は受けことなると認める者は、当該事案について、当該締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国との権限のある当局に対してもは当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国との権限のある当局に対してして申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるとが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国との権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努めなければならない。追又はこれらの租税に関する不服申立てにての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む）に對してのみ開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をこれららの目的のためにのみ使用することができる。

3 両締約国のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑惑を合意により解決するよう努める。両締約国との権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

- 1 いざれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと

第二十五条

1 両締約国との権限のある当局は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）を実施するために必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てにての決定に關与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む）に對してのみ開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をこれららの目的のためにのみ使用することができる。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国との下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 商業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十六条

この条約のいがなる規定も、国際法的一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特權に影響を及ぼすものではない。

第二十七条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) スウェーデンにおいては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) 日本国においては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

(b) スウェーデンにおいては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十三年一月十一日にストックホルムで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
大和田 渉

スウェーデン政府のために
スウェーデン
昭和五十八年三月二十五日

3 千九百五十六年十二月十一日に東京で署名された所得に対する租税に関する修正補足を含む。)は、²の規定に従つてこの条約が適用される所 得につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

第二十八条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) 日本国においては、

昭和五十六年十月より交渉を行つてきた結果、

昭和五十八年一月二十日ストックホルムにおいて、本条約に代わる新たな租税条約を締結するため、

昭和五十六年十月より交渉を行つてきた結果、

昭和五十八年一月二十日ストックホルムにおいて、本条約に代わる新たな租税条約を締結するため、

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェー

デンとの間の条約の締結について承認を求める件及び同報告書

が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得について適用することになつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

一 本件の要旨及び目的

我が国は、スウェーデンとの間に現行の租税条約に代わる新たな租税条約を締結するため、

昭和五十六年十月より交渉を行つてきた結果、

昭和五十八年一月二十日ストックホルムにおいて、本条約に代わる新たな租税条約を締結するため、

て、また、スウェーデンにおいては、この条約

が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得について適用することになつている。

よつて政府は、本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国とスウェー

デンとの間の二重課税回避等の制度が更に整備され、両国間の経済交流及び文化交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

本条約を締結することには、我が国とスウェー

デンとの間の二重課税回避等の制度が更に整備され、両国間の経済交流及び文化交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する件について承認を求める
の件

イッ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書の締結について承認を求める
の件

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足することを希望する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定について、昭和五十八年二月十七日にボンで、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足することといたしました。これが、この案件を提出する理由である。

(1) 一方の締約国が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得については、他方の締約国の租税を免除する。

(2) (1)の規定は、航空機を国際運輸に運用する企業がいかなる種類の共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加している場合についても、同様に適用する。

(3) 一方の締約国が国際運輸に使用されるコンテナ及びその運送のための関連設備を賃貸することによって取得する利得については、他方の締約国の租税を免除する。

(4) 連邦共和国の居住者が管む企業が所有し、かかるものとする。

(5) この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換され

た所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書

日本国及びドイツ連邦共和国は、

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する

千九百六十六年四月二十一日にボンで署名され

た所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定(千九百七十九年四月十七日に東京で署名された議定書による修正補足を含む)を更に修正補足することを希望して、

第一条

協定第八条を次のように改める。

第八条

(1) 一方の締約国が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得については、他方の締約国の租税を免除する。

(2) (1)の規定は、航空機を国際運輸に運用する企業がいかなる種類の共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加している場合についても、同様に適用する。

(3) 一方の締約国が国際運輸に使用されるコンテナ及びその運送のための関連設備を賃貸することによって取得する利得については、他方の締約国の租税を免除する。

(4) 連邦共和国の居住者が管む企業が所有し、かかるものとする。

(5) この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換され

た所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足することといたしました。これが、この案件を提出する理由である。

(1) この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換され

(2) この議定書は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

ドイツ連邦共和国においては、

ための関連設備については、日本国において固

課期間について課される租税

日本国においては、

第二条

協定第十二条(3)を次のように改める。

(3) この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(映画フィルムを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備(国際運輸に使用されるコンテナ及びその運送のための関連設備を除く。)の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

第三条

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けたこの議定書に署名した。

(a) 千九百八十一年一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得の各年度について課される固定資産税

第四条

この議定書は、ドイツ連邦共和国政府がこの議定書の効力発生の日から三箇月以内に日本国政府に対して反対の宣言を行わない限り、ベルリン地区についても、また、適用する。

日本国のために

千九百八十三年二月十七日にボンで、ひとしへ正味である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

千九百八十三年二月十七日にボンで、ひとしへ正味である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

千九百八十三年二月十七日にボンで、ひとしへ正味である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

宮崎弘道

ドイツ連邦共和国のためだ

ラウテンシュラーガー

オーベルト

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書

一 本件の要旨及び目的

昭和四十一年四月に署名されたドイツ連邦共和国との間の現行の租税協定は、国際運輸に使用されるコンテナー等のリース料に関する両国の課税上の取扱いに不均衡が生じたため、ドイツ連邦共和国政府よりかかる状況の改善を図るべく現行協定の改正の提案が行われ、両国政府間で昭和五十七年以来交渉を行った結果、案文について合意に達し、昭和五十八年二月十七日にボンにおいて本議定書に署名が行われた。

本議定書の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 國際運輸に使用されるコンテナー及びその運送のための関連設備の賃貸により取得する利得については、源泉地国における租税を免除すること。

- (2) ドイツ連邦共和国の企業であるコンテナ・リース業者が所有する国際運輸に使用されるロンテナー及びその運送のための関連設備については、我が国において固定資産税を免除すること。

- (3) ドイツ連邦共和国の企業であるコンテナ・リース業者が所有する国際運輸に使用されるロンテナー及びその運送のための関連設備については、我が国において固定資産税を免除すること。

- なお、本議定書は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずることとなつている。

- よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

- 二 本件の議決理由
本議定書を締結することは、両国間の一重課する。

税回避の制度が更に整備され、経済関係の緊密化に資することが期待されるので妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した

次第である。
右報告する。

昭和五十八年三月二十五日

外務委員長 竹内 黎一

衆議院議長 福田 一殿

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

右

昭和五十八年二月一日
国会に提出する。

理由
児童又は生徒が急増している地域にある公立の小学校又は中学校の施設の整備を促進するため、昭和五十八年度から昭和六十二年度まで、引き続き、これらの学校の校舎の新築又は増築をする経費に係る國の負担割合を引き上げる措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

年法律第八十一号の一部を次のように改正す

る。

附則第三項中「昭和五十七年度」を「昭和六十二年度」に改め、「三分の二」の下に「(政令で定める

市町村の設置するものにあつては、七分の四」とする特例措置を引き続き昭和六十二

年まで継続すること。ただし、政令で定め

る市町村の設置するものにあつては、七分の

四とする。

2 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行すること。

行すること。

1 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行

する。

附 則

- 二 本件の可決理由
児童生徒急増市町村にある公立小・中学校の施設の整備を促進するため、これらの学校の校

2 昭和五十七年度以前の予算に係る国庫負担金化に資することが期待されるので妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、栗田翠君外一名から、国

の負担割合の特例措置を現行どおり延長することとする日本共産党の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

なお、本修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、瀬戸山文部大臣より、「政府としては賛成しかねる。」旨の意見が述べられた。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十八年度一般会計予算に、公立文教の施設整備に必要な経費として、二百六十六億四百万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十八年三月二十五日

文教委員長 葉梨 信行

衆議院議長 福田 一殿

[別紙]

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

義務教育諸学校施設の重要性とその整備の現状にかんがみ、政府は次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 指定都市等の小・中学校校舎新・増築事業の設置者負担分に対する財源措置について、配慮すること。
- 二 児童生徒急増市町村の小・中学校施設の整備事業に対する助成措置について、校地取得費補助に係る交付率の撤廃等その改善に努めること。
- 三 危険建物改築事業に係る補助基準の緩和措置の恒久化等に努めること。
- 四 学校規模の適正化を図るため、過大規模校の分離の促進に努めること。

右決議する。

衆議院会議録第十号〔中正誤〕

一 二 三 四 五	シ 二 三 二 三	段 未 一 未 二	行 未 元 人 末	誤 動告実施 示せず、 示さず、 わが國の	正 勸告実施 わが國が
				象徵的	象徵的

昭和五十八年三月二十五日 衆議院会議録第十五号

明治三十五年三月三十一日
種類便物誌可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大藏省印刷局
電話 東京 三四一〇一(大代)
平 105

二定
三編
〇円部